

令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書

令和3年8月

目黒区教育委員会

点検・評価報告書の作成にあたって

本報告書は、効果的な教育行政の推進と説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、令和2年度の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行ったものです。

目黒区教育委員会は、今後も区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図ってまいります。

令和3年8月

目黒区教育委員会教育長
関根 義孝

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第 1	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について . . .	1
1	目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針	1
2	実施方針 4 の (2) に規定する学識経験を有する者	1
第 2	目黒区教育委員会の活動について	2
1	教育委員会の組織	2
2	教育委員会の会議	2
第 3	令和 2 年度教育行政運営方針重点課題の点検及び評価について . . .	8
1	点検・評価の基準	8
2	点検・評価結果の総括表	8
	重点課題 1 子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	9
	重点課題 2 学校の教育活動を支える条件整備の充実	1 9
	重点課題 3 子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備	2 5
	重点課題 4 生涯学習の推進	3 0
第 4	点検・評価に関する学識経験者からの意見	3 4
資料	令和 2 年度教育行政運営方針	3 7

第1 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うこととされています。本区では、目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針（平成20年11月27日目黒区教育委員会決定）に基づき実施しています。

1 目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

平成20年11月27日 目黒区教育委員会決定
(平成29年4月3日 一部改正)

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、目黒区教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の定義

点検及び評価は、以下の内容をもって定義づける。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について、とりまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、毎年度策定する「教育行政運営方針に基づく重点課題」とする。

4 点検及び評価の実施

- (1) 点検及び評価は、前年度の「教育行政運営方針に基づく重点課題」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価にあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。
- (3) 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

5 議会への報告

目黒区議会第三回定例会までに区議会議長あて報告書を提出する。

6 区民への公表

区民への公表は、区議会報告後、区報、ホームページその他の方法により行う。

7 その他

その他、本制度の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

2 実施方針4の(2)に規定する学識経験を有する者

氏名	所属
柳瀬 泰	玉川大学 教師教育リサーチセンター教授
時田 明子	東京成徳大学 特任教授

第2 目黒区教育委員会の活動について

1 教育委員会の組織

教育委員会は、区立の幼稚園・小学校・中学校、図書館などの教育機関の設置、管理及び社会教育その他の教育事務を執行する地方行政機関で、区長が区議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員で構成されています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、再任も認められています。

(令和3年3月31日現在)

職名	氏名	任期
教育長	関根 義孝	令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
教育長職務代行者	笹尾 敦夫	平成30年12月1日から令和4年11月30日まで
委員	櫻井 道雄	平成29年10月1日から令和3年9月30日まで
委員	松村 眞理子	令和元年12月9日から令和5年12月8日まで
委員	川嶋 春奈	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで

2 教育委員会の会議

教育行政の基本的な方針の決定や諸問題の解決等の重要案件を処理するために、原則毎週火曜日に教育委員会定例会を開催するとともに、特に緊急案件を処理するために、教育委員会臨時会を開催し、付議された事案を審議したほか、諸事項についての意見・情報の交換、業務報告を受け、教育行政の適正な運営に努めました。

○定例会・臨時会の開催回数と議案付議件数

会議種別	開催回数	付議件数	議案内識別件数	
定例会	42	21	規則関係 2	区議会議案意見聴取関係 11
臨時会	3	2	人事関係 4	財産関係 0
			諮問関係 1	その他 5
計	45	23		

定例会・臨時会の審議・報告内容

会議名 開催日	議事	件名
第1回 臨時会 4月1日	議案 22	幹部職員の任命について
第13回 定例会 4月7日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教育施策説明会（前期）等の中止について 「目黒区教育の情報化推進計画」の策定について（案） 令和2年度学校評議員の委嘱について 区立小・中学校（園）の臨時休業期間中の教育活動について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するめぐる学校サポートセンターにおける業務について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための集会施設等の利用の中止について 令和2・3年度青少年委員の委嘱について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第14回 定例会 4月14日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）の実施について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区立こども園中時間及び長時間保育の利用制限について 学校（園）での給食中止に伴う未利用食材の有効活用について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するめぐる学校サポートセンターにおける業務について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育館等の対応について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区立図書館の臨時休館について 令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書採択について 春季休業明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について 令和元年度目黒区立中学校第3学年の評定状況の調査結果について 教育委員会名義の使用承認状況について
第15回 定例会 4月28日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第1号）について 令和2年度児童生徒数・学級数について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園・学童保育クラブ等の休園について 区立小・中学校（園）の臨時休業期間の延長及び教育活動について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 「めぐる学習サポートサイト」の区ホームページ掲載について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するめぐる学校サポートセンターにおける業務について 令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書採択のスケジュール等について 令和2年度研究指定校等の状況について
第2回 臨時会 5月8日	議案 23 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第1号）（意見聴取） 今後の新型コロナウイルス感染症への対応について（その3） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園・学童保育クラブ等の休園の延長について 区立小・中学校（園）の臨時休業期間の再延長及び教育活動について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 学校の臨時休業に伴う家庭へのICT機器貸出について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するめぐる学校サポートセンターにおける業務について
第16回 定例会 5月12日	報告 報告 報告 報告	目黒区立学校教科用図書調査研究委員会委員の委嘱について 令和2年度目黒区教職員等の配置状況について 目黒区めぐる歴史資料館の臨時休館について 令和元年度目黒区めぐる歴史資料館等の利用状況について
第17回 定例会 5月19日	議案 24 報告 報告 報告	幹部職員の兼務の発令について 目黒区立目黒本町社会教育館研修室の一部臨時休室について 国内交流事業（角田市）及び自然体験講座（気仙沼市）の中止について 教育委員会名義の使用承認状況について
第18回 定例会 5月26日	報告 報告 報告 報告 報告	令和元年度目黒区立学校におけるいじめの状況について 令和元年度目黒区立学校における不登校の状況について 区立小・中学校（園）の臨時休業期間明けの教育活動について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するめぐる学校サポートセンターにおける業務について 目黒区立図書館サービスの一部再開について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）
第19回 定例会 6月2日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第2号）について 令和2年度児童生徒数・学級数について 目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針の改定について 令和元（平成31）年度目黒区立学校卒業生の進路状況について 区立施設・公の施設等の再開予定等及び再開等に係る基本的な留意事項について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 緊急事態宣言解除に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園・学童保育クラブ等の休園の終了等の取扱いについて 家庭学習支援のための図書カードの配付について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 学校給食中止期間における昼食代相当額の支給について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 学校給食食材納入事業者の支援について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）

会議名 開催日	議事	件名
	報告 報告 報告 報告 報告 報告	目黒区立八ヶ岳林間学園の利用再開について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 令和2年度学校版めぐろグリーンアクションプログラムの中止について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 小・中学校（園）の手洗い場蛇口の自動水栓化について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） ランドセルひろば及びびランドセルひろば（拡充）（6/1～6/18）の実施について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 令和2年度めぐろシティカレッジ講座の中止について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 使用中止している区立スポーツ施設等の今後の対応について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 社会教育館等の利用再開について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）
第20回 定例会 6月9日	報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第2号）の内示について 令和2年第2回区議会定例会一般質問通告について めぐろ学校教育プランの改定時期等について 教育委員会名義の使用承認状況について
第21回 定例会 6月16日	議案 25 報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第2号）（意見聴取） 臨時休業期間終了後の幼児・児童・生徒の欠席状況について 令和元年度放課後フリークラブの実施結果について 目黒区立中央町社会教育館研修室の一部臨時休室について 目黒区立図書館サービスの再開範囲の拡大について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）
第22回 定例会 6月30日	報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年第2回区議会定例会一般質問の答弁（要旨）について 令和2年第2回区議会定例会で受理された陳情について 目黒区学校施設更新計画（素案）作成に向けた基本方針（案）について 臨時休業期間終了後7日以上連続欠席した幼児・児童・生徒の状況について 新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱いについて 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第23回 定例会 7月7日	協議 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和2年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書（素案）について
第24回 定例会 7月14日	協議 報告 報告 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和2年度目黒区一般会計補正予算（第3号）について 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第25回 定例会 7月21日	協議 報告 報告 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和2年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書（案）について 社会教育館等における利用申請及び施設使用料の支払期限延長について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第26回 定例会 7月28日	協議 協議 報告 報告 報告 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和2年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書（案）について 令和2年度目黒区一般会計補正予算（第3号）の内示について 令和3年度隣接中学校希望入学制度の実施について 目黒区立八ヶ岳林間学園の臨時休園について 区立小学校における新型コロナウイルス感染症の発生について（7月24日時点）
第27回 定例会 8月4日	協議	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について
第28回 定例会 8月18日	協議 協議 協議 議案 26 議案 27 議案 28 報告 報告 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和3年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択について 令和3年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について 令和2年度目黒区一般会計補正予算（第3号）（意見聴取） 令和元年度目黒区一般会計歳入歳出決算の認定について（意見聴取） 令和2年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）について 目黒区生涯学習実施推進計画の延伸及び改定の延期について（案） 「人権週間区民のつどい2020」の中止等について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 教育委員会名義の使用承認状況について

会議名 開催日	議事	件名
第29回 定例会 8月25日	議案 29 議案 30 議案 31 報告 報告	令和3年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について 令和3年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択について 令和3年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について 令和2年度茶華道体験教室の実施について 学校の臨時休業等に伴うオンラインによる教育活動の試行実施及び家庭へのICT機器貸出について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）
第30回 定例会 9月1日	報告 報告	令和2年第3回区議会定例会一般質問通告について 夏季休業期間明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について
第31回 定例会 9月8日	報告 報告 報告 報告	令和2年度登下校区域防犯カメラの整備について（案） 令和2年度夏季休業中における教育活動及び教員研修の実施状況等について 令和3年成人の日のつどいについて（案） 目黒区めぐろ区民キャンパス付帯駐車場の臨時休業について
第32回 定例会 9月15日	協議 報告 報告 報告	目黒区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について（目黒区GIGAスクール構想実現システム導入に伴うパブリッククラウドサービスの利用に係る個人情報の取扱いについて） 令和2年第3回区議会定例会一般質問の答弁（要旨）について 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第33回 定例会 9月29日	議案 32 報告 報告	目黒区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について（目黒区GIGAスクール構想実現システム導入に伴うパブリッククラウドサービスの利用に係る個人情報の取扱いについて） 令和2年度教育施策説明会（後期）の開催について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第3回 臨時会 10月1日		議席の決定について 教育長職務代行者の指名について
第34回 定例会 10月13日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和2年第3回区議会定例会中の決算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁（要旨）について 令和3年度区立幼稚園及びこども園の園児募集について 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画素案について 令和3年4月の放課後子ども総合プラン本格実施に向けた取組について 区立集会施設等における利用制限の緩和について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応） 新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の臨時休館期間におけるめぐろ区民キャンパス内レストランの使用料の取扱いについて 目黒区立図書館の臨時休館について 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第35回 定例会 10月20日	報告 報告 報告	目黒区基本構想素案（案）について 「目黒区教育の情報化推進計画」の策定期等について 令和2年度目黒区学力調査実施結果の概要について
第36回 定例会 10月27日	議案 33 議案 34 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	一般職の任期付職員の採用に関する条例（意見聴取） 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（意見聴取） 令和2年度教育施策説明会（後期）の説明項目について（案） 令和3年度隣接中学校希望入学制度申込結果（中間集計）について 令和2年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について 令和2年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について 令和2年度前期目黒区立学校における不登校の状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第37回 定例会 11月10日	報告 報告	目黒区学校施設更新計画素案について（案） 教育委員会名義の使用承認状況について
第38回 定例会 11月17日	報告 報告 報告	令和2年第4回区議会定例会一般質問通告について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について 隣接中学校希望入学制度抽選結果の誤送付について
第39回 定例会 11月24日	議案 35 議案 36 報告	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（意見聴取） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（意見聴取） 令和3年度当初予算に係る主な要求項目について
第40回 定例会 12月1日	報告 報告 報告 報告 報告	令和2年第4回区議会定例会一般質問の答弁（要旨）について 令和2年第4回区議会定例会で受理された陳情について 令和3年度目黒区立小・中学校及び幼稚園・こども園教育課程の基本方針及び教育課程編成・実施の留意事項（基本的な考え方）について（案） 国内交流事業（角田市小学生受入）の中止について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について

会議名 開催日	議事	件名
第41回 定例会 12月8日	報告 報告 報告 報告	令和2年度目黒区一般会計補正予算（第4号）について 令和3年度隣接中学校希望入学制度の申込結果について 区立小学校における新型コロナウイルス感染症の発生について（11月30日時点） 教育委員会名義の使用承認状況について
第42回 定例会 12月15日	報告 報告 報告 報告	緊急措置としてのオンライン教育に関する議会陳情及びGIGAスクール構想実現へのロードマップに関する議会陳情について 目黒区GIGAスクール構想の実現について（今後の予定等） 令和2年度公立小中学校教員公募について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第43回 定例会 12月22日	報告 報告 報告 報告 報告	令和4年4月開設の小学校内学童保育クラブ整備及び運営の取組について（案） 令和2年度小・中学校卒業式祝辞について 教職員の服務事故について 「目黒区手をつなぐ親の会と教育委員会との懇談会」の実施結果について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第1回 定例会 1月5日	報告 報告 報告 報告 報告	令和3年度組織改正（第1次）及び職員数内示について 令和2年度小・中学校卒業式祝辞について 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けた課題の検討結果について 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について 令和3年度目黒区成人の日のつどい中止について（新型コロナウイルス感染症拡大防止対応）
第2回 定例会 1月12日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和3年度目黒区一般会計当初予算原案について 令和3年度における放射性物質への対応について（案） 令和2年度教育施策説明会（後期）の実施結果について 目黒区障害者活躍推進計画（素案）について（案） 令和3年度以降の児童生徒数・学級数の推計等について 令和2年度小・中学校卒業式祝辞について 令和2年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施結果について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための目黒区立八ヶ岳林間学園の臨時休園について 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う区立学校・園の対応について 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための集会施設等の開館時間短縮等について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校開放事業及び目黒区立学校施設使用条例に基づく学校施設使用の中止について
第3回 定例会 1月19日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	区立学校におけるいじめの発生について 令和3年度教育行政運営方針（素案）について（案） 令和2年度小・中学校卒業式祝辞について 冬季休業期間明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰について 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について 区立幼児教育施設における新型コロナウイルス感染者の発生について 区立教育施設における新型コロナウイルス感染者の発生について 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第4回 定例会 1月26日	報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和3年度教育行政運営方針（素案）について 令和2年度目黒区教育委員会児童生徒表彰について 第四中学校開校記念碑の設置について 令和2年度小・中学校卒業式祝辞について 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について めぐろ区民キャンパス内レストラン「ベジタブイタリアン ヤクモ111」の営業終了について
第5回 定例会 2月2日	議案1 議案2 議案3 報告 報告 報告 報告 報告 報告	目黒区基本構想の策定について（意見聴取） 令和2年度目黒区一般会計補正予算（第4号）（意見聴取） 令和3年度目黒区一般会計予算（意見聴取） 令和3年度教育行政運営方針（案）について 令和2年度目黒区立学校・園における学校・園評価アンケートの実施結果等について 令和2年度目黒区立学校授業スペシャリスト表彰について 令和3年度めぐろシティカレッジについて 令和3年度社会教育館・緑が丘文化会館・青少年プラザの年間事業計画（案）について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第6回 定例会 2月9日	議案4 報告 報告	教育管理職の任命に関する内申について 目黒区障害者活躍推進計画案について（案） 目黒区学校施設更新計画（案）について（案）

会議名 開催日	議事	件名
第7回 定例会 2月16日	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	令和3年第1回区議会定例会質問通告について GIGAスクール構想に係る整備状況及び今後の取組について 令和3年度区立幼稚園及びこども園の入園申込状況等について 英語4技能検定試験結果の概要について 令和2年度区主催教員等研修の実施状況及び令和3年度実施計画(案)について 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画案について(案) 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第8回 定例会 3月9日	協議 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	目黒区学校施設更新計画の策定について 令和3年第1回区議会定例会代表質問・一般質問の答弁(要旨)について 令和3年度児童生徒数・学級数の推計について 区立小学校における新型コロナウイルス感染症の発生について よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートの実施結果について 令和2年度茶華道体験教室の実施結果について 教育委員会名義の使用承認状況について 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第9回 定例会 3月16日	議案 5 報告	目黒区学校施設更新計画の策定について 区立中学校における新型コロナウイルス感染症の発生について(3月15日時点)
第10回 定例会 3月23日	協議 協議 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部改正について 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について 令和3年度学校経営方針のプレゼンテーションについて(案) 新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱いについて(継続) 目黒区立八ヶ岳林間学園の臨時休園について(新型コロナウイルス感染症拡大防止対応) 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に伴う区の基本的な考え方について めぐろ学校サポートセンターグラウンドの新型コロナウイルスワクチン接種による使用について 令和3年度めぐろ歴史資料館の企画展について(案) 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について
第11回 定例会 3月30日	議案 6 議案 7 議案 8 報告 報告 報告 報告 報告 報告	目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動について 押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 令和3年第1回区議会定例会中の予算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について 令和3年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について 区立小学校における新型コロナウイルス感染者の発生について 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に伴う区の基本的な考え方」に基づく対応の継続について 令和3年成人の日のつどい中止に伴う対応について(案) 民法改正に伴う令和5年以降の「成人の日のつどい」開催方法について(案)

第3 令和2年度教育行政運営方針重点課題の点検及び評価について

重点課題に対応した個々の実施策について、教育委員会各課が作成した点検・評価票に基づき、学識経験者とヒアリングを行った上で、点検・評価結果としてまとめました。

次ページ以降、重点課題ごとに令和2年度の取組状況、点検・評価結果、今後の方向性等（拡充・継続・見直し・縮小・終了）を記述するとともに、点検・評価結果について次の基準により3段階で示しています。

1 点検・評価の基準

点検・評価の基準は次のとおりとする。

A：実施策の進捗が計画どおりできており、一定の成果が得られた。

B：実施策の進捗がおおむね計画どおりできているが、更に取組の強化が必要である。

C：実施策の進捗が計画どおりできておらず、改善の余地がある。

なお、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）の影響により、対象事業がすべて中止となった実施策については、評価不能としました。

2 点検・評価結果の総括表

重点課題名		A	B	C	評価不能	計
番号	中項目					
1	子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	10	9	0	1	20
1-1	資質・能力をはぐくむ指導の充実 (p.10～)	2	2	0	0	4
1-2	外国語活動・外国語教育の充実 (p.12)	1	1	0	0	2
1-3	人権教育の充実 (p.12)	1	0	0	0	1
1-4	児童虐待の早期発見・早期対応の推進 (p.13)	0	1	0	0	1
1-5	いじめの防止等の取組の推進 (p.13～)	2	0	0	0	2
1-6	不登校等への対応の取組の推進 (p.14～)	1	2	0	0	3
1-7	体験学習の実施 (p.15)	0	0	0	1	1
1-8	体力向上に向けた取組の推進、健康教育の推進 (p.16)	0	2	0	0	2
1-9	食育の推進 (p.17)	3	0	0	0	3
1-10	オリンピック・パラリンピック教育の推進 (p.18)	0	1	0	0	1
2	学校の教育活動を支える条件整備の充実	7	7	0	0	14
2-1	教員の資質・能力の向上 (p.19～)	1	1	0	0	2
2-2	特別支援教育の推進 (p.20～)	3	2	0	0	5
2-3	就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化 (p.22)	1	1	0	0	2
2-4	部活動の充実 (p.22)	0	1	0	0	1
2-5	学校施設の活用による放課後事業の充実 (p.23)	0	1	0	0	1
2-6	学校における働き方改革の推進 (p.24)	2	1	0	0	3
3	子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備	6	4	1	0	11
3-1	家庭・地域の協力による安全対策、生活安全教育の推進と安全体制の確保 (p.25～)	2	2	0	0	4
3-2	防災教育の推進 (p.27)	0	1	0	0	1
3-3	校舎の改築等の推進 (p.27)	1	0	0	0	1
3-4	学習・生活環境の改善 (p.28)	2	0	0	0	2
3-5	学校のICT環境整備 (p.28～)	1	1	0	0	2
3-6	区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進 (p.29)	0	0	1	0	1
4	生涯学習の推進	4	4	0	0	8
4-1	生き生きと学び合える生涯学習事業の推進 (p.30)	1	0	0	0	1
4-2	青少年健全育成事業の実施 (p.31)	0	1	0	0	1
4-3	家庭教育の支援 (p.31)	0	1	0	0	1
4-4	文化財を活用した啓発・普及事業の実施 (p.32)	1	1	0	0	2
4-5	図書館サービスの充実 (p.32～)	2	1	0	0	3
総計		27	24	1	1	53

重点課題1 子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

【施策の方向性】

1 資質・能力をはぐくむ指導の充実

新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの実態を把握し、指導内容や指導方法の工夫・改善に取り組む。また、子どもたちがプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための指導や多様な外部人材を活用した教育活動を展開する。

2 外国語活動・外国語教育の充実

学校以外の施設等を利用した英語によるコミュニケーションの機会を小学生まで拡大するとともに、小学校からの系統的な英語教育の伸長状況を測定する検定試験を実施する。

3 人権教育の充実

差別や偏見、いじめをなくすために、教員の人権意識の更なる向上を図るとともに、「特別の教科 道徳」はもとより、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の発達段階に即した人権教育に取り組む。

4 児童虐待の早期発見・早期対応の推進

児童虐待防止法に基づき、対策を確実に実施するため、教職員研修を充実するとともに、関係機関との連携を密にして、「児童虐待防止マニュアル」を踏まえた児童虐待の早期発見・早期対応を推進する。

5 いじめの防止等の取組の推進

いじめはどこでも、誰にでも起こりうる問題であるが、同時に重大な人権侵害であるという認識のもと、「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない強い姿勢で、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進する。

6 不登校等への対応の取組の推進

学業の不振による不登校の未然防止のための学習支援を行うとともに、学習支援教室「めぐろエミール」の居場所機能や学校における教育相談機能を充実する。

7 体験学習の実施

自然や地域の特性を生かした活動内容を充実させ、自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心をはぐくむとともに、自立の精神、社会性・協調性や規範意識を醸成する教育活動を推進する。

8 体力向上に向けた取組の推進、健康教育の推進

児童・生徒が生涯にわたって心身ともに健康・安全で活力ある生活を営むことができるよう、児童・生徒の体力向上や生活・運動習慣の改善に向けた取組を進める。

9 食育の推進

食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、「学校(園)における食育指針」に基づく指導を行うとともに、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供する。また、食物アレルギー対策を徹底する。

10 オリンピック・パラリンピック教育の推進

スポーツによる心身の調和的発達、オリンピック・パラリンピックの役割の理解、障害者理解の促進、ボランティア活動や伝統・文化に関する教育、国際理解教育などを進め、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

重点課題1 子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 各実施策の点検・評価結果

1-1 資質・能力をはぐくむ指導の充実				
1-1-1	区独自の学力調査の実施・活用			
連番号 1	児童・生徒の学力向上のため、区独自の学力調査を実施し、学力の定着状況を把握・分析する。また、各学校では学力調査結果をもとに学習集団を意識した授業づくりに向け、区作成の授業改善の手引書を用いて「授業改善プラン」を作成し、指導方法の工夫・改善を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<p>区独自の学力調査を実施した。</p> <p>学力調査の結果を返却後、「目黒区授業改善の手引き」を踏まえ、各学校が「授業改善プラン」を作成した。</p> <p><区学力調査実施状況></p> <p>■実施期間 7月31日まで</p> <p>■調査内容と実施教科 [共通] 教科の学習に関する調査、意識調査 [小学校] 第2・3学年(国語・算数) 第4・5学年(国語・算数・理科) 第6学年(国語・社会・算数・理科) [中学校] 第1学年(国語、社会、数学、理科) 第2・3学年(国語・社会・数学・理科・英語)</p>	<p>小学校、中学校ともに、全教科で平均正答率は目標値を上回っており、学習指導要領の内容がおおむね身に付いていることが確認された。令和元年度現状(値)と比較して、小学校が3.1%下がった。中学校では2.7%上がった。</p> <p>また、小学校・中学校の「理科」と「社会」の平均正答率が他教科と比べて低い傾向にあることから、中間層の学力を引き上げていくことが課題である。児童・生徒1人1台の学習用情報端末を活用しながら、問題解決的な学習過程を重視し、思考力・判断力・表現力等の育成を図る必要がある。</p>		<p>令和2年度からの小学校学習指導要領全面実施及び令和3年度からの中学校学習指導要領全面実施を受け、令和3年度から小学校第6学年及び中学校第1学年で英語の調査を追加する。</p> <p>評価方式をこれまでの「目標標準評価方式」から学力を5段階の「ステップ」に順序づけて分類することでより詳細に学力の状況把握が可能となる新しい学力指標「段階評価方式」に変更する。</p> <p>令和3年度学力向上検討委員会では、「目黒区授業改善の手引き～学力調査活用編～」を改訂し、目黒区学力調査を活用した授業改善が図られるようにする。</p>	
1-1-2	カリキュラム・マネジメントの推進			
連番号 2	学校の教育目標の実現に向けて、教育課程(カリキュラム)の編成・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、計画的・組織的に推進する。小学校については、午前5時間制の実施校を段階的に拡大していくなど、学校における学びや生活の質を高めるためのカリキュラム・マネジメントの工夫・改善を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p>各教科等における資質・能力を確実に育成するために、午前5時間制を継続するとともに、学校教育法施行規則第51条の規定によらず、一単位時間を40分とした教育課程において、「教育内容のカリキュラム・マネジメントの実現」、「『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善」を図った。また、研究指定校において、校長のリーダーシップのもと、全教職員が関わって協議し、「学校グランドデザイン」を策定し、第3・6学年における年間指導計画、単元デザイン、40分授業の授業づくりのポイントを検討し、作成した。</p> <p><推進状況></p> <p>■研究開発学校運営連絡会(年10回)</p> <p>■研究開発学校推進委員会(年8回)</p> <p>■研究開発学校の日(年3回)</p> <p>■研究開発学校ワーキンググループ(年3回+ワーキンググループごと随時)</p> <p>■研究開発学校中間発表会(田道小学校・烏森小学校)</p>	<p>研究開発学校運営連絡会、研究開発学校推進委員会、研究開発学校ワーキンググループを設置し、一単位時間を40分とし、創意工夫ある教育課程、各教科等の指導方法、適切な授業時数の在り方について研究を進めることができた。</p> <p>令和5年度の最終発表に向けて、令和3年度は、一単位時間を40分とした教育課程を実施する中で、生み出した5分×1,015コマを、児童の学びや生活の質の向上を図るための時間として編成した教育課程をもって研究開発学校の独自性を明確にすることが求められている。</p>		<p>児童の学びや生活の質の向上を図るため、各学校は、令和2年度の「研究開発学校グランドデザイン」を基に、さらに創意工夫ある教育課程を編成する。</p> <p>研究開発学校推進委員会ワーキンググループにて、第1・2・4・5学年の年間指導計画を作成する。</p> <p>年間3回の「研究開発学校の日」を通じて、教員が研究開発学校の取組についての理解を深める。</p>	

1-1-3 連番号 3	プログラミング教育の実施 プログラミング教育推進委員会で作成した指導資料の提供などを通して、各学校の円滑な授業実践を支援する。			
令和2年度 of 取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
全小学校において、第5学年の総合的な学習の時間にスクラッチ等を用いたプログラミング教育を実施するとともに、第6学年の理科では、「電気の利用」の単元で学んだ知識や技能を生かし、プログラミング教材を活用して、プログラミング的思考をはぐくむ学習活動を展開した。		小学校第6学年の理科におけるプログラミング教育について、令和2年度の小学校学習指導要領完全実施に当たり、採択した理科の教科書に掲載されているプログラミング教材を小学校2校当たり10セット配付したことで、全小学校第6学年児童が、年間指導計画に基づいて、教科書に示されたプログラミング教育を実践することができた。 また、効果的な指導方法について、プログラミング実技研修を実施し、小学校全22校において周知・徹底を図ることができた。		小学校第1学年から中学校第3学年まで、児童・生徒1人1台の情報端末を活用して、発達段階に応じたプログラミング教育の実践を進める。 ■小学校第5学年 算数科、総合的な学習の時間において、論理的な思考をはぐくむためのプログラミング教育を実施する。 ■小学校第6学年 理科において、2校当たり10セット配付したプログラミング教材と児童1人1台の情報端末を活用して、「電気の利用」の学習を進める。
1-1-4 連番号 4	ゲストティーチャーの活用 各学校(園)で学習のねらいに応じて専門的な知識技能をもつ地域の方などの外部人材をゲストティーチャーとして活用し、魅力ある教育活動の推進を図る。			
令和2年度 of 取組状況		点検・評価結果	B	今後の方向性等 継続
道徳教育、人権教育、安全指導、進路指導等で外部人材をゲストティーチャーとして学校に招き、多様な学習を展開した。 また、オリンピック・パラリンピック教育の一環としてゲストティーチャーを活用した教育活動を行った。		新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施を中止することもあったが、感染症対策を講じての実施やオンラインで実施した。		開かれた学校づくりに向けた取組をさらに進めるため、感染症対策を講じつつ、引き続き外部人材の活用を進める。

1-2 外国語活動・外国語教育の充実			
1-2-1 連番号 5	英語によるコミュニケーション機会の拡充 英語によるコミュニケーション能力、英語・異文化理解に対する興味・関心の向上を図るよう、中学生を対象に実施している体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を活用した日帰り体験型英語学習事業を、小学校第6学年児童を対象を拡充する。 大鳥中学校は、イングリッシュキャンプを継続実施する。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等 継続
<p><イングリッシュキャンプ> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p><日帰り体験型英語学習事業> イングリッシュスピーカーが案内役（エージェント）となり、グループで話し合いながらニュース番組を作ったり、東京の魅力を紹介したりするプログラムを行った。</p> <p>■小学校 20校実施 ■中学校 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	日帰り体験型英語学習事業は、児童6人程度の小集団に一人のイングリッシュスピーカーがついて活動を行ったため、児童一人ひとりの英語を話す機会をとることができたとともに、様々な体験型のプログラムを通して、積極的に英語を話そうとする意欲や英語に対する興味・関心が向上した。		令和3年度は、全区立小学校第6学年を対象に半日に短縮して実施する。中学校については、希望者を対象に令和3年8月16日～8月20日に半日に短縮して実施する。 イングリッシュキャンプについては、感染症対策を講じて実施する。
1-2-2 連番号 6	英語4技能検定の実施 英語教育の推進状況を把握し、指導内容の工夫や生徒の学習の振り返りに活用するため、中学校第2学年を対象にした英語4技能テスト(聞く・読む・話す・書く)を実施して、生徒の英語能力の伸長状況を検証する。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>中学校第2学年生徒を対象に英語4技能検定を実施した。生徒の英語力の向上や教員の授業改善に活用した。</p> <p>検定結果を活用した授業改善を図ることができるように「英語4技能検定結果を活用するために」を作成し、各中学校の英語教員に配付した。</p>	<p>教員は、教師用帳票から指導の成果や課題、今後強化すべき点を把握することができた。</p> <p>生徒は、生徒用帳票(SCORE REPORT)に記載されている英語4技能のスコア及びCEFR-J、スキルUPアドバイスから現状を把握することができた。</p>		引き続き、中学校第2学年生徒を対象に英語4技能検定を実施する。 中学校外国語教育推進委員会を新たに設置し、英語4技能検定結果の更なる活用について検討する。

1-3 人権教育の充実			
1-3 連番号 7	人権教育推進校事業の実施 学校(園)において、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに人権教育の質的向上を図るため、目黒区人権教育推進校による実践等を進める。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>「目黒区人権教育推進校」の指定2年目となる学校では研究発表会(駒場小学校)及び公開授業(不動小学校)を行った。新たに、第一中学校・鷹番小学校を「目黒区人権教育推進校」に指定した。</p> <p>人権課題「性同一性障害者」「性的指向」を重点課題とし、「『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」を作成した。</p>	<p>集合型2回、通信型1回の研修実施により、研修内容の理解度の目標値を上回り、達成することができた。また、「目黒区人権教育推進校」による公開授業を教員の人権教育研修に位置づけており、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンライン開催や映像視聴に変更したことで、多くの教員が参加することができた。</p>		令和2年度と同様、「性同一性障害者」「性的指向」を重点課題とし、「『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」を引き続き活用し、実践していく。 また、令和3年度は、子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命(いのち)の安全教育の充実に向けた検討を行う。 第一中学校・鷹番小学校において、公開授業を実施する。

1-4 児童虐待の早期発見・早期対応の推進			
1-4 連番 8	児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化 「児童虐待防止マニュアル」に基づく対応を全教職員に徹底するとともに、学校と子ども家庭支援センター等との情報連携の強化を図る。また、教職員の児童虐待防止への意識を高め、児童虐待防止に関する各学校の取組の徹底に向けた研修の充実を図る。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等
児童虐待に関するeラーニングによる全教職員研修（「人権課題」、「虐待防止」）や教育相談初級研修「虐待・ネグレクトへの対応」を実施することで、教職員の虐待防止に対する意識を高めることができた。	教育相談初級研修では、「虐待・ネグレクトを受けている子どもの理解と支援～学校(園)での対応のヒント」をテーマに講義・演習を行い、児童虐待防止に関する学校での取組の徹底に向けた研修の充実を図ることができた。 今後も教職員の児童虐待防止への意識を高め、児童虐待防止に向けて子ども家庭支援センター等との連携を強化していくことが必要である。		児童虐待防止に関する全教職員研修を継続し、教職員の児童虐待防止への意識を高めるとともに、学校の取組の充実を図っていく。 新型コロナウイルスのため自宅で保護者と過ごす時間が増加している幼児・児童・生徒もいることから、児童虐待の早期発見・早期対応の取組をより丁寧に行っていく必要がある。そのため、学校の安否確認の状況を定期的に確認するとともに、児童相談所や子ども家庭支援センターまためぐろ学校サポートセンターのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携をさらに強化し、対応していく必要がある。

1-5 いじめの防止等の取組の推進			
1-5-1 連番 9	学校・関係機関の連携による組織的な対応 「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき設置した組織を活用して関係機関と連携しながら、いじめの防止等の対策を効果的に推進する。 各学校では「学校いじめ防止基本方針」に沿って、計画的、組織的にいじめの状況把握を行い、保護者と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期解決に努めるとともに、関係機関の職員や専門家により組織する学校サポートチームを活用するなどして、いじめの防止等の取組体制の一層の強化を図る。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等
「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催することで、関係機関と連携を深め、目黒区立学校におけるいじめの状況の報告、「いじめ問題重大事態発生時対応マニュアル」の検討を行うなど、いじめの防止等の取組体制の強化を図った。 各学校では、「学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの状況把握を行い、保護者への理解や協力を得ながらいじめの早期発見・早期解決に努めるとともに、「学校サポートチーム」を活用するなど、いじめの防止等の取組体制の強化を図った。 <区におけるいじめの防止等の組織の開催> ■「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」 2回 ■「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」 2回	「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、区立学校のいじめ問題への取組について協議し、対応の改善を図ることができた。 教員研修冊子「目黒区立学校・園いじめ問題対策」の作成・配付に加え、概要版リーフレットを作成し、区立小・中学校全教職員に配付することができた。本リーフレットは、特に初任者や区外転入教員に対し、取組の重点を示すことができる内容となっている。		引き続き、「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止等のための対策や関係機関の連携に関する事項などについて連絡調整、協議を行い、連携強化を図る。 『いじめ』の早期対応（実践編）の作成及び配付、研修等を行う。また、各学校の組織的な対応により、いじめの認知率及び解消率の向上に努めるようにする。

1-5-2 連番号 10	「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」の実施 いじめや不登校の未然防止、解消のため、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を全小・中学校に拡大して実施し、一人ひとりの様子や学級の状態を把握する。アンケート結果をもとに、各学校で指導方針を立て、豊かな人間関係のある学級づくりを進める。				
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p>学級における生活意欲や満足度、ソーシャルスキルの状況を質問紙にて調査する「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を区立小・中学校の全児童・生徒に対して実施した。</p> <p>また、健全育成委員会においてリーフレット「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）分析・活用」を作成し、区立小・中学校全教員に配付した。</p>		<p>客観的な調査結果に基づき、観察法だけでは把握しづらい要支援群等の児童・生徒を把握し、学級経営改善や効果的な個別支援のための資料として活用することができた。</p> <p>生活指導主任会において、NPO日本教育カウンセラー協会の講師を招き、本調査の分析・活用について理解を深め、各学校における還元研修等を実施することができた。</p>		<p>本調査の実施に基づく、効果的な活用方法の情報共有を図るとともに、児童・生徒、保護者に対するアンケートの実施や結果の分析についての効果的な説明方法を検討する。</p> <p>リーフレット「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）分析・活用」を活用し、児童・生徒一人ひとりの指導の充実を図る。</p>	

1-6 不登校等への対応の取組の推進					
1-6-1 連番号 11	eラーニングによる学習支援事業 不登校等の児童・生徒へのeラーニングを活用した学習支援を引き続き実施するとともに、全中学校に導入したeラーニングによる学習支援事業の活用を促進し、学業の不振を要因とする不登校の未然防止を図る。				
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p>目黒区立学校の全児童・生徒にeラーニングのIDを付与した。</p> <p>児童・生徒の取組内容や学習履歴を基にした自動作問機能や、教員から児童・生徒に対して個別に助言できる連絡機能を加え、個別最適な学びをさらに推進した。</p> <p>また、副校長を対象に活用方法について研修を行った。</p>		<p>全児童・生徒をeラーニングシステムに登録し、全小・中学校やめぐろエミールにてeラーニングを活用することが可能となった。</p>		<p>eラーニングシステムを不登校対応として活用している学校は、小学校5校、中学校5校となっているため、引き続き各学校に不登校対応として活用できることを啓発していく。</p> <p>また、不登校の児童・生徒にeラーニングシステムが利用できることを各学校に周知したり、めぐろエミールにおいても活用場を増やしていく。</p>	
1-6-2 連番号 12	めぐろエミールの居場所機能の充実 学習支援教室「めぐろエミール」通級者の個室希望の増加に対応するとともに、卓球やソフトバレーなどを取り入れて運動の時間の活動を充実させて、不登校児童・生徒の通級意欲を高める。				
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<p>学習支援教室「めぐろエミール」では、個別の居場所機能を重視し、事前相談、見学、入級面談でより丁寧な対応を行った。</p> <p>■通級者数 令和2年度末 80人</p> <p>これまで長期欠席・不登校の児童・生徒のみを通級対象者としてきたが、学校で居場所のない児童・生徒に対して、めぐろエミールを活用していくこととした。利用については、学習支援に限定することなく、居場所として、健康レクリエーション室を使って、読書やカードゲーム等多様な支援を行った。</p>		<p>新型コロナウイルスの影響により学校の臨時休業期間はあったものの、めぐろエミールへの入級児童・生徒数の増減はあまりなかった。</p> <p>また、入級児童・生徒全ての安定した通級につなげることができなかったため、不登校児童・生徒への支援は、今後も取組の強化が必要である。</p>		<p>めぐろエミールの出席率の改善を図るため、児童・生徒の居場所づくりを更に充実させるとともに、めぐろ学校サポートセンター内のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員及び保護者、学校、関係諸機関との連携を一層強化する。</p>	

1-6-3 連番号 13	教育相談体制の充実 不登校の未然防止、児童・生徒の健全育成推進のため、スクールカウンセラーを全校(園)へ派遣する。また、スクールソーシャルワーカーを1人増員して4人体制とし、関係機関との連携の一層の強化を図り、児童・生徒の不登校等の課題解決に向けて学校や保護者等への支援にあたる。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<p>各小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣人数の拡充として、都費スクールカウンセラーを3人増員した。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーについても1人増加し4人体制となり、きめ細かな支援を行った。</p> <p><スクールカウンセラー></p> <p>■幼稚園・こども園、小・中学校 延べ相談件数 22, 863件</p> <p><スーパーバイザー></p> <p>■活用時間 62時間</p> <p><スクールソーシャルワーカー></p> <p>■支援対象児童・生徒数 81人</p> <p>■訪問等件数 1, 691件</p> <p><夏の子ども電話相談></p> <p>■開設期間 8月21日～24日</p>	<p>スクールカウンセラーの相談件数は新型コロナウイルス感染症の影響により学校の臨時休業期間の影響もあり、前年度より減少したが学校評価については、5段階評価で4.02となり目標値の3.9を上回った。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、3人体制から4人体制になり、訪問等件数が前年度と比べ169件増加したが、学校評価については、5段階評価で3.4となり、目標値の3.9を下回った。</p>		<p>引き続き不登校等の未然防止に向けた学校への支援のため、スクールカウンセラーの派遣人数の拡充として、区費スクールカウンセラーを2人増員する。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの派遣については継続し、学校・家庭・関係機関との連携を図り、児童・生徒・保護者に直接的・間接的に援助し困難事例等の解決に努める。</p>	

1-7 体験学習の実施				
1-7 連番号 14	自然宿泊体験教室事業の実施 自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心を育てるため、安全面を留意しつつ、自然や地域の特性を生かした活動内容の一層の充実を図り、子どもたちの自立性、社会性の向上に努める。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	評価不能	今後の方向性等	継続
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校興津自然宿泊体験教室、小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室、中学校八ヶ岳自然宿泊体験教室、友好都市における自然宿泊体験教室の全事業を中止とした。</p> <p>自然宿泊体験教室における感染症対策ガイドラインの作成、学園内における感染症対策用品の準備、アクリルパーテーションの設置、また、令和3年度の事業をより安心、安全に実施できるよう、バスの増台配車など感染症対策に要する予算措置を行った。</p>	<p>評価不能のため、記載なし。</p>		<p>国や都、専門家が推奨する感染対策に注視し、児童、生徒、また保護者が安心できるよう、学園施設をはじめ、感染対策に関する環境整備に取り組む。</p> <p>令和4年度に交流校である気仙沼市立大島中学校が学校統合されることから、自然宿泊体験教室を通じた交流活動の在り方について、教育指導課と連携して検討する。</p> <p>角田市についても、令和4年度から市内小学校の統廃合が順次行われるため、動向を見極めながら、引き続き、自然宿泊体験教室の再開に向けた検討を行う。</p>	

1-8 体力向上に向けた取組の推進、健康教育の推進			
1-8-1	めぐろ ここカラダ月間の実施		
連番号 15	「めぐろ ここカラダ月間」を基盤とし、「めぐろ ここカラダシート」等の活用を通して、家庭と連携しながら幼稚園・こども園年長から中学校第3学年までの系統的な健康の保持増進及び体力向上に努める。		
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	B
令和2年度に作成した「めぐろ ここカラダシート」を全小・中学校、幼稚園・こども園で活用し、健康の保持増進及び体力向上に努めた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から体力テストを中止した学校については、「めぐろ ここカラダシート」の体力テストに関する付録ページを活用することができなかった。		体力向上推進委員会において、各学校・園の活用状況を確認し、「めぐろ ここカラダシート」改訂作業を行った。	令和3年度は、6月の体力テスト実施期間、10月の東京都体力向上努力月間、1月のめぐろ ここカラダ月間に、「めぐろ ここカラダシート」等を活用して、各教科等と関連付けながら、体力向上に向けた取組を行い、さらなる体力向上を目指す。
1-8-2	健康課題改善に向けた事業の実施		
連番号 16	学校健康トレーナー(6人)を全小学校へ定期的に派遣するとともに、健康課題(肥満・体力不足等)をもつ児童を対象に「めぐろ元気あつぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。 また、学校健康トレーナーによる健康相談、食育推進指導員(管理栄養士)による栄養相談、小児生活習慣病専門医による講演・相談事業等を行う。		
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	B
学校健康トレーナー6人を小学校へ定期的に派遣し、肥満やぜん息、アレルギー、体力不足等の健康課題のある児童の課題改善に向けて、運動支援や運動観察などを行うとともに、教職員と連携して、相談・指導(運動プログラムや生活改善プログラムの提供等)を実施した。 新型コロナウイルス感染症対応のため「めぐろ元気あつぷ教室」の動画配信を10回実施した。		参加者アンケートにより「変化を感じた」回答割合が68%にとどまったのは新型コロナウイルス感染症対応で実施回数が減ったことが影響していると思われる。そうした状況下でも健康教育の推進に向けて積極的に教職員との連携を図り、学校健康トレーナーを定期的に学校に派遣することで児童の状況把握によりきめ細かな対応を図ることができた。 また、「めぐろ元気あつぷ教室」においても、保護者の高い評価を得るなど、児童の健康課題改善に向けて計画を遂行することができた。	児童・保護者からの意見や要望等を踏まえながら「めぐろ元気あつぷ教室」の内容の充実を図っていく。

1-9 食育の推進				
1-9-1	食育の取組の充実			
連番号 17	「学校(園)における食育指針」や新たに作成したマニュアルに基づき、学校、こども園、幼稚園での食育の推進を図るとともに、家庭や地域が食に関する認識を深め、学校と連携した食育の推進に資するよう努める。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>令和2年3月に改定した「学校(園)における食育指針」に基づき、食育リーダー研修の実施、学校給食における地元産大根の活用により各校・園における食育の推進に努めた。</p> <p>また、食育実践事例集「みんな大好き学校給食」を96冊販売した。</p> <p>令和3年1月19日から28日まで、パネル展示「みんな大好き学校給食」を実施し、地域に向け、学校給食及び食育についての啓発を行った。</p>		<p>各教科や道徳など教育活動、地場産物を活用した給食の実施、学校ホームページや給食だより、パネル展示等による家庭への啓発などを通して「学校(園)における食育指針」に基づく食育推進を図ることができた。</p> <p>また、学校においてGIGAスクール構想において配付した情報端末を活用し、新たな食育の取組を行うことができた。</p> <p>なお、試食会、招待給食については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、実施できなかった。</p>		<p>「学校(園)における食育指針」の、マニュアルを見直し、学校・園がより活用しやすいものとする。</p> <p>また、食育実践事例集の販売やパネル展示「みんな大好き学校給食」実施による一般区民への啓発を通して更なる食育を推進する。</p>
1-9-2	特別給食の実施			
連番号 18	オリンピック・パラリンピック教育の観点を踏まえ、世界の料理や日本の郷土料理など食文化の伝承を図るため、小・中学校で実施している特別給食に係る食材費の支給(公費負担)を年7回分から年8回分に拡充する。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>伝統文化を継承することの大切さを理解し親しむための日本の行事にちなんだ行事食や友好都市を含めた郷土料理、国際理解を深めるための世界の料理などを献立に取り入れた。</p>		<p>特別給食の実施回数を年7回から年8回に増やすことに伴い、食材費の支給(公費負担)も併せて拡充した。東京2020大会に合わせ、世界の料理や郷土料理を献立に取り入れ、学校給食を活用した食育を行うことができた。</p>		<p>幼児、児童、生徒が伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や友好都市も含めた各地の郷土料理、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れた特別給食を引き続き実施していく。</p>
1-9-3	食物アレルギー対策の徹底			
連番号 19	食物アレルギーをもつ児童・生徒への安全な学校給食の提供に取り組むとともに、アレルギー症状を発症した場合には適切かつ迅速に対応できるように、対応マニュアルの周知徹底や緊急時に備えた訓練をはじめ実践的な研修の実施を徹底する。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>「学校におけるアレルギー疾患への対応の手引」(平成23年2月策定)、「学校給食における除去食提供マニュアル」(平成26年4月策定)に基づき、学校・園における食物アレルギー対応を進めた。</p> <p>また、教職員による校内研修の実施や東京都教育員会等が主催する研修の受講など、実践的な知識や対処法等の習得に努めた。</p>		<p>「学校におけるアレルギー疾患への対応の手引」(平成23年2月策定)、「学校給食における除去食提供マニュアル」(平成26年4月策定)等を活用するとともに、研修の受講等により、実践的な知識や対処法等を習得し、食物アレルギー対応への取組に生かすことができた。</p>		<p>学校・園、保護者、教育委員会が連携し、より安全な給食提供に取り組んでいく。</p> <p>また、マニュアルの周知徹底、緊急時に備えた訓練や実践的な研修を実施するなど、学校・園における対策に引き続き取り組んでいく。</p> <p>「学校におけるアレルギー疾患への対応の手引」と「学校給食における除去食提供マニュアル」を「学校・園におけるアレルギー疾患の対応の手引」として改定し、令和4年度の幼児・児童・生徒への適用を目指していく。</p>

1-10 オリンピック・パラリンピック教育の推進			
1-10 連番号 20	オリンピック・パラリンピック教育の推進		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等 継続
<p>幼児・児童・生徒がスポーツにより心身の調和的発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善、障害者理解の促進、ボランティア活動など、その果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、間接的・直接的に交流することを通して国際理解を深めるよう、年間35時間程度を目安に全校(園)でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。</p> <p>全年長児・児童・生徒が安心・安全にオリンピック・パラリンピック競技を観戦する。</p>	<p>全学校・園がオリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画を作成した。また、各教科等において、小・中学校の全学年で35単位時間以上「4×4の取組」を実施することができた。</p> <p>令和2年度のオリンピック・パラリンピック教育の取組が評価され、五本木小・東根小・第十中(事業推進部門)、田道小(環境部門)の4校が令和3年度のアワード校に指定された。</p>		<p>引き続き、全学校・園で感染症対策を講じた上で、オリンピック・パラリンピアン講演の実施や国際理解教育の推進を行う。</p>

重点課題2 学校の教育活動を支える条件整備の充実

【施策の方向性】	
1 教員の資質・能力の向上	日常的に学び合う校内研修や、自ら課題をもって自律的、主体的に行う研修を通じて、教員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、授業力や指導力、対応力などの資質・能力を高める。また、特別支援教育の視点をもった指導・支援ができる教員を育成する。
2 特別支援教育の推進	心のバリアフリーの推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実等、「特別支援教育推進計画(第四次)」に掲げる施策を総合的に推進し、特別支援教育のさらなる充実を図る。
3 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化	子どもの学びの連続性を意識し、就学前施設と小学校が連携した活動を進めるなど校種間の円滑な接続を図るとともに、中1ギャップ等の課題解消や一人ひとりの能力を引き出し高めるため、一貫性のある指導方法や指導内容による義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動を推進する。
4 部活動の充実	部活動をさらに活力あるものにするため、部活動指導員・外部指導員の確保と活用を図る。また、「目黒区立学校に係る部活動の方針」に基づき、適切な活動時間や休養日を設定するとともに、生徒自らの適性や興味・関心をより深く追求する指導を充実する。
5 学校施設の活用による放課後事業の充実	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校や地域と協力し、地域の人材や学校施設の活用による放課後事業の充実を図る。また、区長部局と連携・協力し、放課後子ども総合プランによるランドセルひろばの拡充等を順次進める。
6 学校における働き方改革の推進	教職員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、業務の適正化、副校長・教員の負担軽減を図るため、「目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム」の取組を総合的に推進していく。

重点課題2 学校の教育活動を支える条件整備の充実 各実施策の点検・評価結果

2-1 教員の資質・能力の向上		令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
2-1-1	学校を拠点とした教員人材育成の実施	<p>学校を拠点とした教員人材育成の実施</p> <p>学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちにこれからの時代に必要となる資質・能力をはぐくむため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善や今日的な教育課題を取り入れた研修を実施する。教員の多忙化に配慮しながら研修の在り方の改善を通して、教員の資質・能力の向上を図る。</p>	<p>ブレンド型研修は、研修の効果を高めるとともに、働き方改革の一環として集合時の研修時間を短縮することができた。新学習指導要領に対応した指導資料「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育推進資料」を、区主催研修等で活用した。</p> <p>また、全教員に配備した情報端末に資料を保存することで、教員が、いつでもどこでも見られるようにして、活用を促進することができた。</p>		<p>学校から離れる時間を最小限に抑えつつも、教員の資質・能力の向上を図ることができる研修の充実を図っていく。</p> <p>また、「授業改善の手引き～評価・評定編～」を研修や目黒区教育開発指定校の研究等において活用し、授業改善の取組が行われるようにする。</p>	

2-1-2 連番号 22	特別支援教育の視点をもつ教員の育成 全ての教員が特別支援教育の視点を持ち、児童・生徒一人ひとりの課題に応じた指導が行えるように、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用や、特別支援学級の担任や特別支援教室の巡回指導教員、通常の学級の教員を対象とする特別支援教育研修や講演を実施するとともに、教員向けの合理的配慮の提供事例集を更新する。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
特別支援教育研修を伝達還元研修として実施した。 合理的配慮の提供事例集を改訂し、全教職員に配布するほか、区ホームページで公開した。 <特別支援教育に係る教員研修> ■特別支援教育研修（3回） 受講者：延べ102人 ■特別支援学級研修（3回） 受講者：延べ68人 ■教育相談初級研修（6回） 受講者：延べ207人	各校における伝達還元研修実施率は、目標値95%のところ95.1%となり、達成している。 合理的配慮の提供事例集を改訂し、改訂の趣旨を周知することで、学校・園における取組について教職員の理解啓発につなげることができた。		伝達還元研修の実施率100%を目指すとともに、研修の受講者同士による情報交換、伝達内容の確認の時間を設け、伝達内容の充実を図る。 合理的配慮の提供に関する好事例を収集し、事例集を改訂することで、引き続き教員の理解啓発につなげていく。また、改訂については、隔年で行う。	

2-2 特別支援教育の推進				
2-2-1 連番号 23	心のバリアフリーの推進 教職員、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育に関する理解啓発を継続的に実施するとともに、交流及び共同学習の充実、特別支援学校在籍の児童・生徒の副籍交流の充実を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
東京都の「特別支援学級専門性向上事業」を受託した碑小学校においては、3回の研究授業と協議会を実施し、交流及び共同学習の実施に向けたチェックシートを作成した。 特別支援学校在籍の児童・生徒との直接交流（小・中計3校）と間接交流（小・中計20校）を実施した。	通常の学級と特別支援学級とで行う「交流及び共同学習」を計画的・継続的に推進するに当たり、指導計画の作成や事前学習・事後学習、評価方法等を研究することができた。 「特別支援学級交流及び共同学習の実施に向けたチェックシート」と「授業観察用紙」を作成し、交流及び共同学習の充実を図ることができた。		碑小学校特別支援学級担任が中心となって、「交流及び共同学習」の研究の成果を他の特別支援学級に普及していく取組を通して、特別支援教育に関する理解啓発を図るとともに「交流及び共同学習」を推進する。 今後も特別支援学校在籍の児童・生徒との副籍交流に継続して取り組んでいく。	
2-2-2 連番号 24	自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の設置 令和3年4月の五本木小学校内への自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けて必要な準備を進める。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	終了
小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置検討委員会を3回開催し、設置に向けた課題の検討を行った。 設置検討会で検討された課題を踏まえ、教室やトイレ等の改修工事の実施、教材教具の購入など学級の基盤整備を行った。また、入級及び対象児童の目安や教育課程編成方針について検討し、考え方を整理した。	令和2年度中に自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けた準備を完了し、予定どおり令和3年4月に学級を開設することができた。			

2-2-3 連番号 25	特別支援教育支援員の配置による支援の充実 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への生活面や学習面への支援を行うため、特別支援教育支援員の配置時間を拡充する。	
令和2年度の取組状況 特別支援教育主任専門員及び教育相談員が学校への巡回訪問を実施し、特別支援教育支援員の適切な配置を行った。 特別支援教育支援員の資質・能力向上のための研修を行った。 <特別支援教育支援員配置執行実績> ■令和2年度 対象 730人 配置 74,016時間	点検・評価結果 B 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学習面、生活面での支援を行うことができた。 配置した特別支援教育支援員に対する学校評価は、4段階評価で3.3であり、目標値に達しなかった。 前年度と比較すると、特別支援教育支援員配置対象児童・生徒数は13.71%増、配置時間数も14.01%増となり、増加傾向が続いている。	今後の方向性等 継続 引き続き、学校での行動観察を通して、児童・生徒の状態を的確に把握し、対象児童・生徒が学校生活上、必要とする支援が受けられるよう、特別支援教育支援員の適切な配置を行っていく。 研修の内容を充実させ、支援員の資質・能力の向上を図る。
2-2-4 連番号 26	医療的ケア指導医及び看護師の配置 小・中学校での医療的ケア実施についての助言等を得るため新たに医療的ケア指導医1人を配置して学校に派遣する。また、医療的ケアを安全かつ適切に実施するとともに、必要とする児童・生徒の増加に対応するため、学校への看護師配置を拡充する。	
令和2年度の取組状況 学校及び保護者と協議を行い、学校が医療的ケアに関して主治医等医療機関との連携体制を構築し、学校への看護師の配置を行った。 令和2年度から医療的ケア指導医を1人配置した。 <看護師の配置状況> ■派遣看護師 3人 ■会計年度任用看護師 3人	点検・評価結果 B 医師である専門家の助言が得られ、安定した医療的ケアの提供につながった。 なお、当初配置していた医療的ケア指導医が途中交代となったことから、派遣回数が目標値に満たなかった。	今後の方向性等 継続 指導医は、学校への直接派遣だけでなく、医療的ケアが必要な肢体不自由学級の就学支援委員会への出席や、マニュアル作成への助言など、多方面での取組を行っていく。 看護師は、配置方法を検討しながら、医療的ケアを必要とする児童・生徒に適切に配置する。
2-2-5 連番号 27	小学校就学前ガイダンスの実施 医療・教育・心理の専門家が幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、教職員や保護者からの相談を受け助言する小学校就学前ガイダンスを実施し、早期からの支援や円滑な就学先の選択に結びつける。	
令和2年度の取組状況 区立幼稚園・こども園、私立幼稚園、認可保育所・認証保育所を対象として利用希望をとり、医師・心理・教育の専門家が訪問して観察・面談・助言を行った。 <小学校就学前ガイダンス実施状況> ■実施時期 7月～2月 ■実施園数 39園 [内訳] 区立幼稚園1園・こども園2園 私立幼稚園7園 公立保育園4園 私立保育園25園 認証保育所1園 ■対象園児数 87人 [内訳] 3歳児14人、4歳児24人、5歳児49人 ■訪問回数 延べ61回	点検・評価結果 A 多くの園で実施できるよう申込方法を見直した結果、前年度と比較して、就学前ガイダンスの実施園を4園増やすことができた。	今後の方向性等 継続 引き続き、利用する園・園児数の増加に向けて、幅広く周知を図るとともに、基礎調査票の事前提出を徹底する等事業の円滑化に取り組む。

2-3 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化				
2-3-1	小学校・中学校間の連携・交流の強化			
連番号 28	児童・生徒の生きる力をはぐくむため、「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、小・中学校が連携した教育活動を進める。			
	令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等 継続
	小・中連携の日を全中学校区で2回以上実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、児童・生徒それぞれの代表者がいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に参加した。 感染症対策を講じた上で、授業参観を実施した中学校区があった。また、中学校区で教員による進学に当たったの連絡会、情報交換等を実施し、小・中学校の連携を進めた。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業により、小・中連携の日の第1回を中止とした。第2回、第3回については、授業公開を実施せず、各中学校区において、会の開催方法を実態に応じて工夫し、実施した。 いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議は、感染症対策を講じた上で、児童・生徒それぞれの代表者で実施することができた。オンライン会議システムを活用して、会議の様子を配信し、意見交換を行った中学校区もあった。		感染症対策を講じながら、各中学校区の「小中連携連携子ども育成プラン」に基づいた小・中連携を実施していく。 動画配信やオンライン会議システム等を活用した「授業参観」、「児童への中学校紹介」等の実施を各中学校区に働きかけを行う。
2-3-2	幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続			
連番号 29	5歳児が円滑に小学校生活や学習へ適応できるよう工夫された「アプローチカリキュラム」、新1年生が小学校生活に慣れることができるよう弾力的に編成された「スタートカリキュラム」を実施し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る。また、公私立の小学校就学前施設と小学校の合同研修会や幼児と児童の交流など連携した活動を進める。			
	令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
	小学校就学前教育研修を実施し、区立幼稚園、各こども園、各小学校の教諭及び私立保育園等の保育士等が受講した。 また全区立幼稚園、こども園、小学校においてアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを実施した。	全園で、幼児と児童の交流活動の場を設定し、実施することができた。 小学校就学前教育研修を実施した結果、受講者アンケートの内容理解についても4段階中、平均3.8を維持した。全小学校、幼稚園、こども園においてアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの充実を図ることができた。		引き続き幼稚園・こども園におけるアプローチカリキュラム及び小学校におけるスタートカリキュラムの実践を推進する。さらに、幼小連携実践事例集の作成について検討をすすめ、多角的な連携の取組を充実させる。小学校就学前教育研修において、事前課題としてeラーニングに取り組むブレンド型研修を取り入れ、より理解を深められるようにする。

2-4 部活動の充実				
2-4	部活動支援の充実			
連番号 30	活力ある部活動の実現に向け、校長による管理・監督の下で教育課程と関連させながら、生徒が自らの適性や興味・関心を伸ばすための指導を充実するため、部活動指導員・外部指導員等を確保するとともに、大学等教育関係機関の専門家等によるコーチングやスポーツメンタル等の研修等を年2回実施し、資質や指導技術の向上を図る。			
	令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等 拡充
	学校要望を受け、部活動指導員15人(8校)、外部指導員80人(9校)を配置した。 なお、外部指導者を対象とした研修会は、春、秋とも新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。 外部指導者配置のための事務マニュアルを学校に配布するとともに、希望する学校には通年で随時配置を行った。	令和元年度に引き続き、令和2年度も外部指導者の配置を必要とする学校すべてに配置することができた。 一方、これまで対面形式で実施してきた研修会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。今後、より効率的で効果的な研修とするため、オンライン配信やDVDの配布など映像を使った取組を検討していくが、オンデマンドで受講できる環境の構築や通信機器を持たない指導者の研修機会の確保なども併せて考えていく必要がある。		予算措置を含め、引き続き、外部指導者の活用を推進するとともに、学校が必要とする配置を行う。 外部指導者の謝礼支給基準を見直し、令和3年度より、大会引率時の謝礼について、従事時間に応じた謝礼額を支給することとした。 コロナ禍においても研修機会を確保するため、オンラインやDVDを用いた映像研修の実施方法を検討する。

2-5 学校施設の活用による放課後事業の充実

<p>2-5 連番号 31</p>	<p>放課後事業の充実</p> <p>放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所の確保のため、全小学校で実施している「ランドセルひろば」のより効果的、効率的な実施に努めるとともに、「子ども教室」の実施小学校区の拡大及び教室内容の充実を図る。また、放課後子ども総合プランによるランドセルひろばの拡充について、放課後子ども対策課と協力・連携していく。</p>				
<p>令和2年度 of 取組状況</p>		<p>点検・評価結果</p>	<p>B</p>	<p>今後の方向性等</p>	<p>継続</p>
<p><ランドセルひろば事業></p> <p>効果的・効率的な運営のため、管理運営員の資質の向上を目的として、研修の充実を図った。利用者のケガ等を補償するための傷害保険制度を継続して実施した。</p> <p>また、放課後子ども総合プラン実施に当たり、放課後子ども対策課と連携し、対象校のランドセルひろば管理運営員及び子ども教室運営委託団体へ事業等の説明を行った。</p> <p>■実施校数 小学校20校</p> <p>中根小学校及び東根小学校は、目黒区放課後子ども総合プランの一体型モデル事業である「ランドセルひろば(拡充)」を実施</p> <p>■延べ実施日数 2, 590日</p> <p>■延べ参加児童数 131, 519人</p> <p><子ども教室事業></p> <p>チラシの作成・配布及びパネル展示を行い、事業の周知を図った。また、団体関係者の資質の向上を目的として、研修の充実を図った。子ども教室事業の拡充のため、教室未実施校の学校関係者等に幅広く声掛けを行い、子ども教室開設について協力を依頼した。</p> <p>■実施団体数 15団体</p> <p>■延べ実施回数 291回</p> <p>■延べ参加人数 4, 257人</p>		<p><ランドセルひろば事業></p> <p>ランドセルひろば管理運営員の研修内容を工夫・充実させ、円滑な運営の一助とした。また、利用者のケガ等を補償する傷害保険加入を継続して実施し、安心・安全なランドセルひろば運営に向けての成果があった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間は事業を中止した。</p> <p><子ども教室事業></p> <p>事業を紹介するチラシ配布及びパネル展示により、子ども教室事業の幅広い周知について効果があった。また、実施校の拡大については、開設を検討している団体や該当の小学校長へ事業等の説明を行ったが、実施にまでは至らなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間は事業を中止した。また、学校等の施設使用が制限されていた期間は、活動場所が確保できなかったため、大半の団体が事業を中止せざるを得なかった。</p>		<p><ランドセルひろば事業></p> <p>放課後子ども総合プランに基づく「ランドセルひろば拡充」について、放課後子ども対策課と協力していく。また、子どもたちが安心・安全に遊ぶことができる居場所づくりのため、管理運営員の研修等を充実させる。</p> <p><子ども教室事業></p> <p>放課後子ども総合プランの進捗を踏まえ、子ども教室実施の拡大に向けて関係者に働きかけを行う。また、子ども教室実施団体の意向を確認しつつ、教室内容の充実について引き続き検討する。</p> <p>子ども教室事業について区民に幅広く理解してもらうため、区のホームページ及び事業を紹介するチラシについて、各実施団体の様子や実施状況等がより深く理解できる内容になるよう検討を進める。</p>	

2-6 学校における働き方改革の推進			
2-6-1 連番 32	教職員出退勤管理システムの導入 使用者の責務として教職員の実働勤務時間を客観的に把握するとともに、教職員の勤怠管理業務を担っている副校長の負担軽減を図るため、東京都の補助金を活用して出退勤管理システムを導入する。		
令和2年度 の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等 終了
東京都の補助金を活用し、教職員出退勤管理システムの構築を行った。	プロポーザル方式により委託業者を決定し、システムの構築を計画どおり行った。 ICタイムレコーダーを利用した打刻により教職員の勤務時間の客観的な把握が可能となったほか、勤怠等の電子申請・電子決裁により勤怠管理を担っている副校長の負担軽減を図ることができた。 しかし、コロナ禍により集合研修を行うことができなかったため、教職員への研修が不十分だった。		教職員の勤務時間を適切に把握し、一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方となるよう促していくとともに、安定したシステム運用を行い、教職員の理解を進めることで、勤怠管理業務の更なる効率化を図っていく。
2-6-2 連番 33	学校徴収金管理システムの導入 学校徴収金業務の効率化と会計事故防止を図るため、学校徴収金に係る業務を一体的に管理できるシステムを導入する。		
令和2年度 の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
プロポーザル方式による事業者選定を行った。システム導入準備では、コロナ禍で対面での打ち合わせが制限される中、オンライン会議などを活用し、必要な要件定義の協議を効果的に行った。 また、システム導入を契機とした業務の効率化とともに、運用手順や方法の見直しによる業務量そのものの削減策についても検討した。	プロポーザル方式により、他自治体での導入実績が豊富で、パッケージ機能の中で期待する仕様の大部分を満たす効果的なシステムの導入を実現した。 また、システム導入を契機として、教職員の負担軽減の効果をより高めていくため、小学校2校へのシステム導入を先行して行うこととし、業務の運用手順や方法、作業分担の見直しに向けた検討を具体的に進めていくこととした。		引き続き、令和4年4月の小学校20校の運用開始に向け、システム導入準備を進めていく。また、令和3年4月から運用を開始した学校に対しては、システム操作研修を開催するとともに、必要に応じて訪問指導を行うなど、業務が円滑に実施できるようサポートを行う。 併せて、教職員の負担軽減とより正確で効率的な執行体制の実現に向けて、小学校2校での試行的取組を通じて、適切な作業分担などについて検討していく。
2-6-3 連番 34	学校を支える人員体制の確保 教員や副校長の業務負担軽減のため、実態に応じた専門スタッフの配置や国庫補助を活用したスクール・サポート・スタッフの全校配置に加え、東京都の補助事業を活用して副校長補佐の配置校を拡充する。		
令和2年度 の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等 拡充
スクール・サポート・スタッフや副校長補佐等を学校に配置し、教員や副校長の業務負担軽減を図った。 <配置状況> ■スクール・サポート・スタッフ 全小・中学校 ■副校長事務補助員 小学校2校（大規模校） ■副校長補佐 小学校17校 中学校5校	スクール・サポート・スタッフを全校に配置することができた。 引き続き、副校長事務補助員を小学校の大規模校2校に配置した。 希望した全ての学校に副校長補佐を配置し、大規模校以外の副校長についても業務負担の軽減を図ることができた。		副校長補佐が未配置となっている学校についても、東京都の補助事業を活用して副校長の業務負担軽減を図っていく。

重点課題3 子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備

【施策の方向性】

1 家庭・地域の協力による安全対策、生活安全教育の推進と安全体制の確保

保護者・地域の協力を得ながら、地域ぐるみの安全対策を推進する。また、NPO 法人と連携し、小学校新1年生を対象とした犯罪被害から自らの身を守るための安全教育に取り組む。東京都の補助事業を活用した防犯カメラ整備を進める。

2 防災教育の推進

児童・生徒の防災・減災への関心・意識を高め、自分で考え行動できる力を身に付け、災害時等の状況に応じた的確な判断や行動ができる能力・態度の育成に引き続き取り組む。

3 校舎の改築等の推進

学校施設の計画的な更新に向けた検討、学校施設を活用した放課後の居場所づくりを、区長部局と協力・連携して進める。

4 学習・生活環境の改善

児童・生徒の学習・生活環境の維持・向上のための改修を計画的に実施するとともに、猛暑対策として給食室の環境改善、運動会等屋外活動の熱中症対策にも取り組む。

5 学校のICT環境整備

小・中学校の教育用ICT機器の入れ替え、電子黒板機能プロジェクターの整備などハードウェアの充実を図る。さらに、本区の教育の情報化推進に向けた計画を策定する。

6 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進

南部・西部地区の区立中学校の統合に向けて、統合の対象となっている4校(第七・第八・第九・第十一中学校)を2校程度とするため、具体的な統合実施策をとりまとめ、統合方針を改定する。

重点課題3 子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備 各実施策の点検・評価結果

3-1 家庭・地域の協力による安全対策、生活安全教育の推進と安全体制の確保				
連番号	3-1-1	地域	点検・評価結果	今後の方向性等
35	3-1-1	地域の協力による安全ネットワークの充実		
		子どもたちが犯罪や事故などによる身の危険を感じたときに緊急避難できる場として推進している「こども110番の家」については、引き続き学校、PTA等との連携・協力を進めるとともに、協力家庭の増加を図る。		
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
家庭、商店や事業所などの「こども110番の家」の協力家庭を区内全域に確保し、地域と協力して子どもたちの安全を守る一助として取り組んだ。また、各区立小・中学校には、新学年進級時に保護者に対し「こども110番の家」について概要のチラシを配布した。なお、めぐろ区報、区ホームページを利用して事業を周知した。 ■協力家庭登録数 1, 817軒 (令和3年3月31日現在)	子どもたちが通学中などの身の危険を感じたときに、すぐに駆け込める場所があることで子どもたちの安心を守る「地域の安心感」の一助となっている。また、「こども110番の家」プレートを掲げているお宅や商店が近隣に何軒あることで不審者が近寄りにくい環境を作り出し「地域の抑止力」としての効果があつた。 事業周知及び協力家庭の増加に努めたが、近年の傾向として、高齢者世帯の増加による協力家庭の辞退や、集合住宅におけるステッカーの掲示が困難であること等が理由となり、協力家庭数は伸び悩んでいる。		「こども110番の家」については、めぐろ区報、区ホームページを利用して事業を周知していくとともに、学校、PTA等に協力を呼びかけて、事業の周知及び協力家庭の増加を図っていく。 また、区の施設等にも「こども110番の家」協力の働きかけを行う。	

3-1-2 連番号 36	めぐろ子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用 子どもの安全に関する緊急情報を送信する「めぐろ子ども見守りメール(学校緊急情報連絡システム)」について、学校からの連絡などの利用も含め、保護者にとって有用な活用を図り、児童・生徒の安全・安心を確保する。				
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
不審者情報等の配信により保護者の注意を喚起することで、児童・生徒の安全確保に寄与した。各校からの配信も、全校配信、学年配信を使い分けて、それぞれ必要な情報配信に努めた。新型コロナウイルスの影響で学校からの配信機会も増え、必然的に登録率が大幅に上昇した。 <めぐろ子ども見守りメール運用状況> (令和3年3月31日現在) ■登録数（登録率） 12,448人(95.8%) [内訳] 小学校 9,657人(96.6%) 中学校 2,573人(92.7%) 幼稚園・こども園 218人(100%)		新型コロナウイルス感染症の影響による、学校の臨時休業をはじめ、関連情報の配信機会が増加した。 また、各学校からの休業期間中における情報伝達手段として活用するため、保護者への登録を促した結果、登録率が大幅に上昇した。		全庁的な情報技術の活用状況や他区の同種事業の実施状況に留意しつつ、引き続き見守りメールの安定・円滑な利活用を図る。 災害時における緊急連絡機能として、SNS等を活用した、様々な通信手段について、最新技術動向等を注視し、関係所管と連携しながら、システムの再構築を検討していく。	
3-1-3 連番号 37	生活安全教育の推進 児童・生徒の安全への意識の向上に向け、保護者・地域の協力による地域安全マップの作成(小学校)を行うとともに、交通安全教室や教職員及び中学生を対象とした普通救命講習会を実施するほか、NPO法人と連携して小1防犯教育プログラムを実施し、生活安全対策の充実を図る。				
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<地域安全マップ> 学校の周りの危険な場所と安全な場所を知るために、小学校(第3学年11校、第4学年6校、第5学年3校、第6学年1校)で地域安全マップを作成・活用した。 <小1防犯プログラム> 連れ去り、性犯罪被害などから自分自身を守る力を身に付けるため、小学校第1学年で小1防犯プログラムを実施した。 <普通救命講習> ■教職員の普通救命講習 普通救命講習 71人 再講習 14人 合計 85人 新型コロナウイルス感染症の影響により、教職員向け講習会は実施回数及び1回当たりの受講者数が減少した。 中学生の普通救命講習会は、学校の臨時休業による授業時数確保の理由で実施が見送られたものと、消防署からのキャンセルにより、9校全てが実施できなかった。		<地域安全マップ> 各学校において、感染症対策を講じ、工夫しながら地域安全マップの作成・発表を行った。どのような場所で事故や犯罪が起こりやすいかなど、児童の地域安全に対する理解が深まり、区民の一人として安全に生活しようとする意識が高まった。 <小1防犯プログラム> 学校の臨時休業に伴い、6月から11月に実施し、児童の防犯意識を高めることができた。 <普通救命講習> 教職員の普通救命講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、時期や感染症対策を講じるなど工夫しながらの実施となった。 中学生の普通救命講習会は、3年生を対象に3月実施予定の学校が多く、指導する消防署と日程調整がつかずに未実施となる学校があることから、実施月及び実施学年を再度検討する必要がある。		<地域安全マップ> 安全教育プログラムの一つとして、感染症対策を十分講じた上で、保護者や地域の方々と協力しながら実施していく。 <普通救命講習> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じながら、各学校、消防署とも連携し、安定した受講実施に向けて工夫していく。 中学生の普通救命講習会は、引き続き学校に実施月及び実施学年を検討するよう、各校に働きかけていく。	

3-1-4	登下校区域防犯カメラ整備			
連番号 38	通学中の子どもの安全・安心対策強化のため、整備済みの通学路の防犯カメラに加え、新たな東京都の補助事業を活用して小学校の登下校区域に防犯カメラを設置する。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>学校に防犯カメラの設置場所調査を行ったうえで、小学校15校の登下校区域に各校1台の防犯カメラを設置した。</p> <p>■設置校（15校） 八雲・下目黒・碑・中目黒・油面・大岡山・鳥森・向原・五本木・田道・月光原・駒場・緑ヶ丘・不動・上目黒小学校</p>		<p>当初の計画のとおり、15校に1校当たり1台、合計15台の登下校区域防犯カメラを設置できた。</p> <p>また、防犯カメラ設置場所等について、小学校、町会及び警察署等に情報提供を行った。</p>		<p>令和3年度から学校の防犯カメラ（登下校区域及び敷地内）に関する業務の一元化を図るため、担当所管を教育政策課に移管し、適切な管理を行っていく。また、残りの小学校7校の登下校区域に防犯カメラを1台ずつ設置する。</p>

3-2 防災教育の推進				
3-2	防災教育の推進			
連番号 39	自ら主体的に行動ができる能力をはぐくむため、学校防災マニュアルに基づく実践的な避難訓練を実施する。また、「防災ノート」を活用したり、地域の防災訓練と連携したりするなど防災教育を引き続き実施する。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	B	今後の方向性等 継続
<p>全小・中学校において、感染症対策を講じた上で各学校の実情に応じた様々な災害を想定した避難訓練を実施した。また、学校の実態に応じてJアラートを用いた訓練を実施した。小学校2校、中学校1校がジュニア防災検定に取り組み、家族と防災について話し合う機会や、防災について正しい知識を身に付ける機会につながった。</p> <p><避難訓練等の実施></p> <p>■避難訓練の実施 全小・中学校 年8回以上</p> <p>■Jアラート訓練の実施 小学校 3校 中学校 2校</p> <p>■ジュニア防災検定の実施 小学校 2校 中学校 1校</p>		<p>新型コロナウイルスに伴う学校の臨時休業により、年11回以上の避難訓練を年8回以上とした。</p> <p>学校、保護者、関係機関との連携を促進し、児童・生徒の発達段階に合わせた防災教育が計画的に実施できている。予期せぬ事態に備えるため、表面的、形式的に終わることなく、今後もJアラートの活用、垂直避難訓練の実施等、より実践的な訓練を実施する必要がある。</p>		<p>引き続き、登下校中の災害を想定した訓練や、地域と連携した訓練など、実践的な訓練が実施されるように指導・助言する。</p> <p>ジュニア防災検定は、五本木小学校、上目黒小学校、目黒中央中学校で継続して実施する。</p>

3-3 校舎の改築等の推進				
3-3	学校施設の更新計画の策定			
連番号 40	平成30・31年度実施した小・中学校の構造体耐久性調査結果を踏まえ、区有施設見直し計画との整合を図りながら学校施設の更新計画を策定する。			
令和2年度の取組状況		点検・評価結果	A	今後の方向性等 継続
<p>令和2年7月に「学校施設更新計画素案作成に向けた基本方針」を取りまとめ、意見募集を行い、令和2年11月に「学校施設更新計画素案」を取りまとめ、説明会及びパブリックコメントを実施した。これらを踏まえ、令和3年3月に学校施設更新計画を策定した。</p>		<p>当初の計画のとおり、令和2年度中に学校施設更新計画を策定することができた。これにより、老朽化した学校施設の更新を計画的に行うという方針が明確になった。</p>		<p>学校施設更新計画に沿って、具体的な施設更新の取組を進めていく。</p> <p>令和3年度には学校施設の設計標準を作成し、令和4年度から1校目の構想・設計に着手していく。</p>

3-4 学習・生活環境の改善				
3-4-1	学校校舎等整備	安全で快適な施設の中で、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、トイレの環境改善(小学校7校・中学校1校)や校庭の整備(小学校2校、中学校1校)等の施設整備を行う。		
連番号 41				
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p><トイレ環境改善></p> <p>実施計画に基づき小学校7校、中学校1校の各校とも1系統の整備を実施した。</p> <p>■実施校 下目黒・油面・烏森・向原・田道・原町・宮前小学校、東山中学校</p> <p><校庭整備></p> <p>小学校2校、中学校1校の水はけ改善等の校庭整備を実施した。</p> <p>■実施校 大岡山小学校、五本木小学校、第十中学校</p>	<p>児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教育環境の改善のために、予定された整備工事を全て実施した。</p> <p>トイレ環境改善の実施校においては、児童・生徒が快適にトイレを利用できるようになり、学校生活環境の向上につながった。</p> <p>校庭整備の実施校においては、降雨後の水はけが改善したことにより、校庭を利用した授業を円滑に行えるようになった。</p>		<p>トイレ環境改善(洋式化等)、水飲栓直結化及び校庭整備をはじめとして、児童・生徒の生活様式の変化、施設・設備の老朽化に対応した整備を行っていく。</p>	
3-4-2	熱中症の予防対策	学校施設内での熱中症予防のため、運動会等の屋外活動時の児童・生徒用テントを整備して必要な学校に貸し出しを行う。また、調理中に高温となる給食室に簡易エアコンを設置する。		
連番号 42				
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p><ワンタッチテントの整備></p> <p>ワンタッチテント33張を購入し、運動会等の熱中症対策として、区立小・中学校にテントの貸出を行った。</p> <p><給食室への簡易エアコンの設置></p> <p>小学校9校、中学校2校の給食室に簡易エアコン設置を実施した。</p> <p>■実施校 中目黒・油面・烏森・向原・五本木・田道・原町・不動・上目黒小学校、第七・第八中学校</p>	<p>運動会等の屋外活動時における児童・生徒の熱中症対策用にテントを整備し、令和2年度から学校への貸出を開始したことで熱中症予防を図ることができた。</p> <p>また、給食室に簡易エアコンを設置したことにより、調理職員の労働環境改善につながった。</p>		<p>テントの整備を完了したため、今後は、運動会等の熱中症対策として学校へテントの貸出を行う。</p> <p>また、給食室の環境改善については、今後も効果的な方策を検討していく。</p>	

3-5 学校のICT環境整備				
3-5-1	学校のICT環境整備	教育用ICT機器の更新時に、小・中学校の全普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを設置(中学校1校)する。		
連番号 43				
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	見直し
<p>中学校1校の教育用ICT機器の入替を実施し、全教室(普通教室、特別教室、特別支援教室)に電子黒板機能付きプロジェクターを原則として固定式で設置するなど当初の予定事業を実施した。</p> <p>また、必要な機器の更新を実施するだけでなく、ネットワーク環境の見直しも合わせて実施した。</p>	<p>当初の計画のとおり、中学校1校において、コンピューター教室の児童生徒用パソコン40台の更新を行い、普通教室等に電子黒板機能付きプロジェクターを設置した。整備については、前年度に引き続き、PC周辺機器拡充や職員室無線AP設置など改善を図った。</p>		<p>学校ICT環境整備については、国のGIGAスクール構想を踏まえた整備内容へと見直しを行い、実施計画に基づき順次整備をしていく。</p> <p>また、国の他の計画や方針等も踏まえ、当該内容を含めた教育情報化推進計画を令和3年度に策定する。</p>	

3-5-2 連番号 44	教育の情報化推進計画（仮称）の策定等 今後のICT活用・整備方針である教育の情報化の推進にかかる計画を策定する。 また、令和元年度に策定した教育情報セキュリティポリシーに基づく取組を実践し、情報セキュリティの向上を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<p>教育の情報化推進委員会において現状の確認と課題を整理し、令和2年度中の策定を目途として検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大により計画策定を1年延期し、GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台情報端末整備と情報セキュリティポリシーに基づく取組を実施し、学校の情報セキュリティ意識向上に取り組んだ。</p> <p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教育の情報化推進委員会 計画策定の検討 1回 ■ 動画視聴型セキュリティ研修 受講者824人 ■ 教育情報セキュリティ監査 小学校1校、中学校1校実施 ■ 教育情報セキュリティセルフチェック 403人実施 	<p>令和2年度内の計画策定を目途として検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、策定期間を1年延期した。</p> <p>策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響や学校を取り巻く社会状況の変化、児童・生徒1人1台の情報端末整備後の学校ICT環境等を踏まえた計画とするため、包括的な検討を行うこととした。</p>		<p>引き続き教育情報セキュリティポリシーの学校への周知徹底を確実に進め、学校への監査・自己点検を実施し、学校の情報セキュリティへの意識向上を図る。</p> <p>教育の情報化推進計画については、整備面だけでなく、運用面についても計画的に進めていく必要があるため、国の計画や方針等も踏まえ、令和3年度に策定する。</p>	

3-6 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進				
3-6 連番号 45	南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組 南部・西部地区の中学校の適正規模・適正配置を実現するため、統合新校開校までの具体的な進め方をとりまとめ、4校(第七・第八・第九・第十一中)を2校程度とするとしている現行の統合方針を改定する。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	C	今後の方向性等	継続
<p>統合方針の改定に向けて、進め方の整理や学校施設更新計画（令和3年3月策定）との整合を図った整備手法の検討、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた課題整理を行った。</p> <p>庁内検討組織の会議を開催し、令和3年度中の統合方針の改定に向けて、課題の整理及び今後の進め方等の検討を行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学校の臨時休業などがあり、検討の中断を余儀なくされたため、統合方針の改定に至らなかった。</p>		<p>南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた進め方を整理し、統合の取組の現状及び今後の予定について保護者、地域の方等へ周知を図る。</p> <p>学校施設更新計画との整合を図った施設整備や新型コロナウイルス感染症による影響等の課題を整理のうえ、令和3年中に統合の具体策をとりまとめ、統合方針を改定する。</p>	

重点課題4 生涯学習の推進

【施策の方向性】

1 生き生きと学び合える生涯学習事業の推進

区内及び近隣地域の教育機関の専門性を生かした生涯学習講座の実施など、区民の関心や意欲に応える生涯学習事業に取り組むとともに、だれもが、いつでも、どこでも講座や団体等の情報を得られるように、様々な媒体を使った情報提供をさらに充実していく。

2 青少年健全育成事業の実施

青少年が地域社会を担う一員となるよう、自立性と社会性を身に付けるための体験機会や情報リテラシー教育等の学習機会の提供を進める。

また、青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら、場の提供や指導者の派遣等の支援を行う。

3 家庭教育の支援

子どもの生活習慣の習得や自立心の育成など、すべての教育の出発点である家庭教育が保護者の自覚と責任によって行われるよう、家庭教育講座などを引き続き行うとともに、さまざまな機会・資源を活用し、より幅広く積極的な支援を進める。

4 文化財を活用した啓発・普及事業の実施

区内の歴史的建築物や埋蔵文化財を調査・記録して、貴重な文化財を将来にわたって保存・継承していく。

また、文化財や歴史資料を活用して、文化財への理解を深め、保護への啓発を行う。

5 図書館サービスの充実

年度ごとに重点テーマを定め図書館資料を充実させるとともに、通常の方法では図書館利用に障害のある方々一人ひとりの状況に応じた障害者サービスを提供する。また、子どもたちを本の世界にいざなうための子ども読書活動をさらに進める。

重点課題4 生涯学習の推進 各実施策の点検・評価結果

4-1 生き生きと学び合える生涯学習事業の推進				
4-1	大学等教育機関の専門性を生かした事業の実施			
連番号 46	現在実施している区内及び近隣教育機関との連携・協力を進め、ニーズに沿った企画を実施するとともに、新たな教育機関との連携を検討し、区民の生涯学習の機会拡大を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
専門性を生かした生涯学習講座（連携講座）を実施し、東京工業大学、放送大学、東京音楽大学の3教育機関との連携・協力を進めた。新型コロナウイルスの影響により、令和元年度まで実施していた東京大学及び筑波大学附属駒場中学校・高等学校との連携講座は中止した。 ■東京工業大学 1講座 参加者25人 ■放送大学 1講座 参加者26人 ■東京音楽大学 1講座 参加者39人	新型コロナウイルスの影響により、東京大学及び筑波大学附属駒場中学校・高等学校との連携講座は中止となったが、東京工業大学、放送大学、東京音楽大学の3教育機関とは、会場の変更や定員数を見直すなどの感染症対策を行い、計3回の生涯学習講座（連携講座）を実施した。 東京音楽大学との連携講座は、講座プログラムにピアノ演奏を取り入れ中目黒GTプラザホールで開催したが、定員を上回る申込者数があった。今後も区民ニーズを捉えた講座の実施を工夫していく。		引き続き、区内及び近隣地域の教育機関との連携・協力を進め、専門性を生かした生涯学習講座（連携講座）の実施など区民の生涯学習の機会拡大を図る。	

4-2 青少年健全育成事業の実施					
4-2	青少年の健全育成を支援する事業の実施				
連番号 47	青少年を対象として、自然体験や生活・文化体験の機会を提供する。また、少年団体の育成と地域の青少年リーダーの育成を図るための支援事業を実施する。				
令和2年度	取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	
	<p>＜社会教育講座＞ 青少年を対象とした「児童理科クラブ（6回、参加者延べ107人）」「実験クラブ（5回、参加者延べ74人）」など、計7講座（回数23回、参加者延べ392人）を実施した。</p> <p>＜リーダー育成支援事業等＞ 子ども会班長ジュニアリーダー研修会（1回、参加者29人）、ボーイスカウトフェスティバル（1回、参加者191人）など計4事業を実施した。</p>	<p>＜社会教育講座＞ 青少年を対象とした社会教育講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止したが、概ね予定どおりに実施した。</p> <p>＜リーダー育成支援事業等＞ 青少年団体の交流の援助、青少年リーダー育成のための支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止したが、概ね予定どおりに実施した。国内交流事業（角田市小学生派遣・受け入れ）及び自然体験事業（中学生の自然体験ツアー、親子自然体験バスツアー）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。</p>		<p>今後の方向性等</p> <p>各事業の参加者を増やし、内容を充実したものにしていくため、更なる工夫が必要である。</p>	継続

4-3 家庭教育の支援					
4-3	家庭の教育力向上に向けた学習機会等の提供				
連番号 48	家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育学級や家庭教育講座などによる学習機会の提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援に向けた検討を進める。				
令和2年度	取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	
	<p>＜家庭教育に関する学習活動支援事業＞ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び各小・中学校PTAの負担を考慮し、委託家庭教育学級・講座を中止したため、代替事業として、小学校2校のPTAがオンラインにより家庭教育に関する学習活動支援事業を実施し、指導者を派遣した。 ■参加者計78人</p> <p>＜社会教育講座＞ 「体罰はダメなの？子どもの力を伸ばすしつけについて考えよう」講座（全3回参加者延べ20人 東山社会教育館）など計5講座（全13回、参加者延べ計188人）を実施した。</p>	<p>＜家庭教育に関する学習活動支援事業＞ 委託家庭教育学級・講座は運営するPTAの負担を考え、中止することとした。家庭で過ごすことが多い今だからこそ家庭教育が大切という視点から、オンラインや紙面で講座を開催するPTAもあった。そこで、支援策として代替事業を実施したが、募集期間が短く、支援内容も限定的であったことから、支援策を活用したPTAは2校に留まった。</p> <p>＜社会教育講座＞ 社会教育講座は会場でソーシャルディスタンスを保てるよう定員を減らして実施したため、応募が定員を超える講座もあった。通常ワークショップやグループワークを取り入れ、参加者同士のつながりを作るよう工夫しているが、グループワーク等はすべて中止し、講義形式のみとした。</p> <p>また、社会教育委員の会議で社会教育講座として取り組むべき内容と指摘された「委託家庭教育学級・講座で取り上げないテーマ」については、「孫育て」をテーマとした社会教育講座を実施することができた。</p>		<p>今後の方向性等</p> <p>家庭の教育力向上に向けた学習機会等の提供においては、その当事者であるPTA自らが企画運営する委託家庭教育学級・講座が大きな成果をあげていると考えられる。新型コロナウイルス感染症が収束しない状況の中、学校等に集まって学習を行うことが困難であるというPTAもあることから、オンラインでの学習も可能とする。</p> <p>また、令和2年度に委託家庭教育学級・講座を実施しなかったことから、PTA内で十分な引継ぎができていない状況であるため、各PTAに丁寧に説明を行っていく。</p>	継続

4-4 文化財を活用した啓発・普及事業の実施										
4-4-1	歴史的建造物、遺跡調査の実施									
連番号 49	文化財として価値のある歴史的建築物の調査、埋蔵文化財保護のための試掘調査を実施し、めぐろの歴史と文化を記録保存する。									
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続						
<p><歴史的建築物調査> 平成13年に認識した建築物及びその後発見された価値のある建築物等597件について現地調査により残存状況、改変等を確認し、3割の残存が確認された。</p> <p><埋蔵文化財調査> 建築及び開発行為により破壊される可能性のある遺跡を保護するために存否を確認した。</p> <p>■実施状況</p> <table border="0"> <tr> <td>立会調査</td> <td>57件</td> </tr> <tr> <td>試掘調査</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>遺跡範囲確認調査</td> <td>1件</td> </tr> </table>	立会調査	57件	試掘調査	3件	遺跡範囲確認調査	1件	<p><歴史的建築物調査> 平成13年の調査から令和2年までの間に価値ある建造物の7割が失われたことが判明した。次年度以降この中から順次計画的に個別調査を実施する。</p> <p><埋蔵文化財調査> 建築及び開発行為により破壊される可能性のある遺跡の存否を事前に把握することにより、予定されている建築計画に影響を与えないように保護対策を講ずることができた。</p>		<p><歴史的建築物調査> 残存が確認された建造物について価値のある物について順位付けを行い、計画的かつ効率のよい文化財データの収集を行っていく。</p> <p><埋蔵文化財調査> 建築計画等に伴い失われてしまう遺跡の存否を確認し、記録を保存するために必要な試掘調査等を実施していく。</p>	
立会調査	57件									
試掘調査	3件									
遺跡範囲確認調査	1件									
4-4-2	めぐろ歴史資料館企画展等の実施									
連番号 50	歴史資料館で収集した目黒区関連の資料を展示公開するとともに、ワークショップ等を実施し目黒の歴史の理解を促す。									
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続						
<p>夏季から秋季にかけての企画展である「菱田コレクション展」、冬季の企画展である「昔の暮らしと道具展」及び、冬季の企画展関連事業として体験型ワークショップ「足踏みミシンを動かしてみよう」を実施した。</p> <p>なお、歴史資料館が新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として休館し、また、その後の外出の自粛の影響もあり、来館者は減少した。</p>	<p>「菱田コレクション展」及び「昔の暮らしと道具展」は好評であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から関連イベント等が実施できず、古民家も含め利用者が前年度に比べ大きく減少した。</p>		<p>来館者に対し、わかりやすく、また、関心を引くような展示、関連事業の実施を心がける。</p> <p>秋季に実施する「目黒氏に関する展示」は、関連資料を各地から借用して実施する「特別展」として位置付けていることから大型展示になる予定であり、当該事業の成功に力を注いでいく。</p>							

4-5 図書館サービスの充実				
4-5-1	図書館資料の充実			
連番号 51	知・文化の拠点として、資料収集の重点テーマを定め、ふるさと納税指定寄付金も活用しながら図書館資料の充実を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
<p>図書館資料費の増額分約4,790冊の図書館資料を購入した。</p> <p>児童向けの図書や教科書掲載本の充実を図り、子ども読書推進活動や学習活動支援を進めることができた。</p> <p>また、IT、資格・検定、防災、美術、日本の古典文学などの図書資料を購入し、指定寄付金の活用により約630冊のSDGs関連資料を購入した。</p>	<p>小・中学校の教員や図書館支援員、読み聞かせボランティアなどの意見等を参考に選書を行った。</p> <p>目黒区世論調査でも、図書館に期待するサービスのうち図書館資料の充実が最も高い割合となっており、継続的に図書館資料の充実を図って行く必要がある。</p>		<p>今後も引き続き、区民ニーズに沿った図書館資料の充実に努める。</p>	

4-5-2 連番号 52	障害者サービスの充実 障害などにより図書館利用に支障のある方向けの資料(録音・点字図書、マルチメディア資料など)の提供、対面朗読、来館困難者に対する資料配送などのサービスを行う。また、録音図書作成などのボランティアである障害者サービス協力員の育成などによりサービスの充実を図る。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	A	今後の方向性等	継続
区立小学校22校、中学校9校(ともに特別支援学級を含む)に、マルチメディア資料の紹介及び貸出を行った。 音訳者養成講習(障害者サービス協力員募集)を開催し、応募者29人が参加した。うち13人が新たに障害者サービス協力員として登録し、音訳活動を開始した。	おおむね計画どおり実施し、一定の成果が得られた。		引き続き、区立小・中学校に、マルチメディア資料の紹介及び貸出を行うことで、活字による読書が困難な児童並びに生徒等の読書活動の推進を図る。 障害者サービス協力員に対し研修等を行うことで、同協力員の育成を継続して行っていく。	
4-5-3 連番号 53	子ども読書活動の充実 読書を通じて子どもが豊かな感性を身につけるよう、おはなし会の実施、保護者向けの絵本の読み聞かせアドバイス、学校の読書活動の支援などを引き続き行うとともに、ワークショップやフォローアップ研修による読み聞かせボランティアの育成等を行い、子どもの読書活動の充実を図る。 また、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や東京都の動向を踏まえて、「目黒区子ども読書活動推進のための方針」の改定の準備を行う。			
令和2年度の取組状況	点検・評価結果	B	今後の方向性等	継続
<おはなし会> ■各図書館開催おはなし会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ■小・中学校への出張おはなし会 9回開催 <小・中学校への団体貸出> ■登録団体 931団体 ■貸出数 計28,178点 <ボランティアの育成> 区立図書館を主な活動場所とするボランティアのための読み聞かせ講座(全4回)を開催し、延べ60人が参加した。 <子ども読書活動推進の方針の見直し> 「目黒区子ども読書活動推進のための方針」について、国及び都の第四次計画(国は平成30年度、都は令和2年度末に改定)を踏まえ他自治体の動向を注視しながら見直しの検討を行った。 そのほか、おすすめの絵本を図書館ホームページにリスト掲載し、館内配布、各館コーナーでの絵本の展示・貸出を行った。また、夏季休暇期間の各小・中学校の調べ学習の支援として、調べ学習用ワークシートを作成し、図書館ホームページ上に子どもの調べ学習用おすすめリスト等とともに掲載した。	おおむね計画どおり実施することができた。 読み聞かせボランティアのスキルアップを図り、新規メンバーを募集するなどボランティアグループの充実とメンバーの育成を継続して図っていくことが必要である。		引き続き、読書を通じて子どもが豊かな感性を身につけられるよう、また、子どもが本と出会う機会の提供を図るとともに、小・中学校図書館担当教諭や図書館支援員と連携を取りながら、学校の読書活動の支援を行う。 国と都の第四次計画を踏まえ、「目黒区子ども読書活動推進のための方針」の見直しの検討を継続して行っていく。	

第4 点検・評価に関する学識経験者からの意見

◆柳瀬 泰（玉川大学 教師教育リサーチセンター教授）

令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）について、事前に提出された関連資料と事務局各課長のヒアリングを踏まえて、学識経験者の立場から意見を述べる。

はじめに、社会構造が複雑化しそれらの変化が急速化する中において、目黒区教育委員会では「未来を担う子どもたち」が主体的に学び続ける資質・能力の育成を目指し、めぐろ学校教育プランの中期的な施策を踏まえて4つの重点課題の解決に向けた53の施策を具体的に示し、年度ごとに課題の精選化・重点化を図りそれらの解決に積極果敢に臨み、その成果を着実に上げていることに敬意を表したい。

以下、重点課題別に一層進展を図ることが期待される事項について意見を述べる。

1 重点課題1【子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進】に関連した事項

- コロナ禍における教育課程実施状況を検証する上で、区独自の学力調査の結果は、一斉休業による学力低下に不安を抱いている保護者等へ説明責任を果たす貴重な資料となる。令和3年度以降には「段階評価方式」を取り入れ、児童生徒の学力をより詳細に把握する。個に応じた指導を一層積極的に行い、確かな学力の定着と思考力・表現力・判断力等の向上に努めて頂きたい。【1-1-1】
- 小学校における児童の「生活」と「学習」のリズムやバランスの最適化を目指して、①午前5時間制、②40分授業と60分授業を組み合わせた指導計画の実施、③5分×1.015コマの余剰から編成する特色ある教育活動等、各学校の実態に合わせたカリキュラム・マネジメントを一層推し進めて頂きたい。なお、「40分か45分か」という対立的な授業論ではなく、45分授業でも問題解決型の授業はその枠には収まらない実態を踏まえて、授業の4つの相に応じて40分授業と60分授業を組み合わせた指導方法と指導計画の研究を進めることが肝要であると考えます。【1-1-2】

2 重点課題2【学校の教育活動を支える条件整備の充実】に関する事項

- コロナ禍がもたらしたオンラインの活用は、教員の働き方の改革にも有効であり、教育委員会主催の研修等すでにオンラインで広く実施されている。ポスト・コロナにおいても後退することのないよう引き続き充実を願いたい。また、勤務場所を離れた自宅や遠隔地からのオンライン研修の承認基準を緩やかにする等、教員の働き方・学び方に関する議論を進めて頂きたい。【2-6-1】

3 重点課題3【子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備】に関する事項

- GIGAスクール構想により児童生徒が一人一台の端末を持てたことはこれまでの教育の方法と技術を大きく変え得る大きな進展である。とりわけ児童生徒に「一人一アカウント」が付与されたことは重要であり、このことは自分のアカウントでログオンすれば、どの端末からでも自分のデータや情報が使え、学校と学校外の学びの連続性が保証されると同時に、学びの個性化や最適化も実現に向かう。また、アカウントの適切な運用を通してその概念や仕組みを理解することは重要なことであり、その意義を家庭や学校現場と共有した上で、学校の情報化を一層前に進めて頂きたい。【3-5-2】
- 東日本大震災から10年が経ち、記憶を風化させないことも含めて、明日起こるかもしれない災害に備えて「中学生」の普通救命講習の実施は重要であり、実施時期及び実施学年について検討を図ることが望ましいと考える。災害時における「共助」の観点から、中学生及び卒業生の行動・存在は重要な役割を担う。実施目標値を高く明確に設定して取り組んで頂きたい。【3-1-3】
- トイレの環境改善においては、和式か洋式かの視点に加えて、LGBTに配慮したトイレの設置も計画的に進めて頂きたい。【3-4-1】

おわりに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の中、計画していた教育課程に様々な未実施や置き換えの内容があった。この間の授業時数や学習内容等の保障については真摯にその検証を行い、令和3年度以降の重点課題に反映してその対応が行われることが望ましい。

◆時田 明子（東京成徳大学 特任教授）

令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）について、事前に提出された各種資料及び点検・評価票に基づく事務局各課とのヒアリング等の結果を参考にして、以下、意見を述べる。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症がまん延したことに伴い、教育に関わる新たな課題が次々に出てきた。教育委員会にあっては、例年以上にスピード感をもって迅速な対応が求められた年であったと言えよう。

始めに、各課・項目別評価一覧表から全体の評価を見ると、53の評価項目のうち27項目が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。そのような状況の中にあって、A評価が27、B評価が24と、全体の約96%の項目において概ね目標達成ができており、全体的に重点課題に関わる執行状況は良好だと言える。このことから、教育委員会が総力を挙げて新しい局面における教育課題の解決に取り組んだことが推察でき、着実な成果を収めていることが分かる。また、特別支援教育や学校における働き方改革等の優先度が高く喫緊に解決を求められる課題については新規事業を立ち上げる等、即時性のある対応を目指す教育委員会の前向きな姿勢が伺われる。今後も不測の事態に柔軟に対応しながら、重点課題の実現に向けて取り組んでいただきたい。

次に、重点課題に関わる実施策として挙げられている以下の3点について、より一層の重点化を図り、目黒区の教育のさらなる充実を期待して意見を述べる。

1 教育環境の整備及び教育方法の拡充について

新型コロナウイルス感染症によって休業を余儀なくされた学校にとって、教育の質を堅持するために、情報機器を駆使した新たな教育方法を導入することは必然である。今後さらに、教育活動における情報機器の活用機会の増加が予想され、オンライン授業の導入等を視野に入れた教育方法の拡充を考えていく必要がある。目黒区教育委員会では、GIGAスクール構想の早期の実現を目指して1人1台の情報端末の提供を完了し、全普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを設置するなどの教育環境の整備を着実に実施している。時宜に叶った迅速な取り組みであると高く評価したい。一方、各学校は、これらの情報機器を教員、児童・生徒の双方が効果的に使いこなし、オンデマンド型、リアルタイム双方向型、ハイブリット型等の様々な授業形態に精通し、真に学習の効果を上げていく必要がある。関係各課は連携し、環境整備に留まらず、各学校の情報機器の使用状況を見極め、その成果を検証し、適切な支援策を講じることによって、各学校が円滑に教育活動を展開できるようにサポートしていくことを期待したい。

2 教員の資質向上について

目黒区教育委員会では、教員の資質向上を図るために研修を位置付けている。その方法として、eラーニング、ブレンド型研修等を企画し、教員の負担軽減を図りながら研修を実施している。また、還元研修を各学校で実施し、研修内容が個々の教員にいきわたる工夫もしている。その点において、研修方法は多様であり充実していると言える。一方、還元研修を実施する学校は、研修時間を捻出しなければならないという問題がある。特に新しい教育であるプログラミング等に関わる研修内容は、短時間で理解することは難しく、学校の取り組み如何によって、その理解度に学校差が生じる可能性もある。今後、還元研修等を効果的、効率的に実施する実践的な方法について教育委員会の適切な指導・助言が必要であると考えられる。

3 学校における働き方改革のさらなる推進について

東京都では、教員の確保や教育の質の維持・向上という観点から、教員の長時間労働を解決すべき喫緊の課題としている。目黒区教育委員会では、副校長・教員の働き方改革のために、学校徴収金管理システムの導入、教職員出退勤管理システムの試行を新規事業として立ち上げるとともに、副校長補佐を配置する等の事業を実施し、副校長・教員の煩雑な事務の軽減を図ることに鋭意努力している。総体としては、まだ一部軽減ではあるものの、本事業の意義は極めて深く、今後も副校長や教員の多岐にわたる職務内容を見直し、効率化を図っていく必要がある。そのためには、既存の人員体制の確保等の事業においてサポート内容を検討し、状況に柔軟に対応できるシステムにしていくこと等についても一考を願いたい。さらに、校長には、働きやすい環境を実現するための具体的な計画を策定させ、学校経営方針に位置付けさせる等、各学校に働きかけ、指導・助言をしていくことが肝要であると考えらる。

令和2年度 教育行政運営方針

第1 策定の趣旨

本方針は、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、「豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち」目黒の教育を実現するため、目黒区教育委員会の教育目標及び基本方針に即しながら、令和2年度の重点課題に取り組む際の基本姿勢や施策の方向性を示すものである。

また、国や都の動向を踏まえた確かつ柔軟な対応に努めるとともに、区の実施計画及び令和2年度行財政運営基本方針等との整合を図りつつ、目黒区教育に関する大綱を踏まえ、めぐろ学校教育プランをはじめとした教育委員会で定める各種計画に掲げる事業を重点化し、推進することを主眼とするものである。

第2 教育行政運営の基本姿勢

1 学校・保護者・地域・関係機関等との連携・協力

未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、学校・保護者・地域・関係機関等のそれぞれの役割に応じた連携・協力関係を推進し、教育活動の一層の充実を図る。

2 創意工夫を凝らした教育行政の展開

活力ある教育行政を推進するため、施策の立案と実施に当たっては、中長期的視点に立ちながら、積極的に創意工夫に努める。

3 区民への積極的な情報の発信

事業の実施に当たっては、保護者や地域をはじめ区民に対して、適時・適切に情報発信を行い、説明責任を果たしながら、理解・協力を得ていく。

4 効果的・効率的な施策の推進

計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のマネジメント・サイクルにより各施策を効果的・効率的に推進する。

第3 教育を取り巻く社会情勢

少子高齢化の進行、グローバル化の進展、Society5.0の到来など社会構造が複雑化し急速に変化する中、将来を正確に見通すことが難しくなっている。

国は、第3期教育振興基本計画で、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項や今後の教育政策に関する基本的な方針等を示している。これを受け、東京都では、東京の教育の“羅針盤”として平成31年3月に東京都教育ビジョン(第4次)を策定し、平成31年度から5年間の施策展開の方向性を示した。

このような中、学校教育においては、令和2年度から新学習指導要領を小学校から順次全面实施することとなる。学校における働き方改革が喫緊の課題となる中、これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、新学習指導要領の趣旨にそった学校教育の充実、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築、安全・安心で質の高い教育環境の整備が必要である。

生涯学習においては、人生100年時代を見据え、多様化する人々の価値観に対応した学習機会の提供や学習環境の整備が求められている。区民一人ひとりが生き生きと主体的に学び・学び合える学習社会、そして、学習活動の成果や経験を地域社会に活かしていくことができる「地域に学び、地域に生かす」学習社会を目指す必要がある。

第4 重点課題と施策の方向性

教育を取り巻く社会変化や現状・課題を踏まえ、令和2年度に積極的に取り組むべき事項として4つの重点課題を設定し、課題の解決に向けた施策の方向を示し、取組を進めていく。

【重点課題1】 子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

- 変化の激しい社会の中で、未来を担う子どもたちが自立して生き抜いていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身に付けさせるとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力をはぐくむ必要がある。
- 新学習指導要領の全面実施にあたり、子どもたちの知識の理解の質の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための指導を行っていく必要がある。
- 情報化やグローバル化の進展の中で、時代に即した ICT 教育や国際社会を生きるうえで重要となる英語によるコミュニケーション能力の育成に向けて取り組む必要がある。
- 昨今の深刻な児童虐待をはじめ、いじめ・体罰、不登校など子どもの人権問題は社会全体で取り組むべき重要な課題であり、学校や保護者、地域、関係機関等との連携・協力の下に、学校現場においても適切に対応していく必要がある。
- 体力の低下や食物アレルギー疾患の増加など、児童・生徒が抱える健康課題も多様化している。基礎的な体力や生活・運動習慣を子どもたちに身に付けさせるなど、健康の保持・増進について取り組む必要がある。
- 東京2020大会開催年にあたり、これまで各学校(園)で展開してきた「オリンピック・パラリンピック教育」を引き続き推進するとともに、東京2020大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子どもたち一人ひとりに残すことが重要である。

1 資質・能力をはぐくむ指導の充実

新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの実態を把握し、指導内容や指導方法の工夫・改善に取り組む。また、子どもたちがプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための指導や多様な外部人材を活用した教育活動を展開する。

2 外国語活動・外国語教育の充実

学校以外の施設等を利用した英語によるコミュニケーションの機会を小学生まで拡大するとともに、小学校からの系統的な英語教育の伸長状況を測定する検定試験を実施する。

3 人権教育の充実

差別や偏見、いじめをなくすために、教員の人権意識の更なる向上を図るとともに、「特別の教科道徳」はもとより、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の発達段階に即した人権教育に取り組む。

4 児童虐待の早期発見・早期対応の推進

児童虐待防止法に基づき、対策を確実に実施するため、教職員研修を充実するとともに、関係機関との連携を密にして、「児童虐待防止マニュアル」を踏まえた児童虐待の早期発見・早期対応を推進する。

5 いじめの防止等の取組の推進

いじめはどこでも、誰にでも起こりうる問題であるが、同時に重大な人権侵害であるという認識のもと、「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない強い姿勢で、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進する。

6 不登校等への対応の取組の推進

学業の不振による不登校の未然防止のための学習支援を行うとともに、学習支援教室「めぐろエミール」の居場所機能や学校における教育相談機能を充実する。

7 体験学習の実施

自然や地域の特性を生かした活動内容を充実させ、自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心をはぐくむとともに、自立の精神、社会性・協調性や規範意識を醸成する教育活動を推進する。

8 体力向上に向けた取組の推進、健康教育の推進

児童・生徒が生涯にわたって心身ともに健康・安全で活力ある生活を営むことができるよう、児童・生徒の体力向上や生活・運動習慣の改善に向けた取組を進める。

9 食育の推進

食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、「学校(園)における食育指針」に基づく指導を行うとともに、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供する。また、食物アレルギー対策を徹底する。

10 オリンピック・パラリンピック教育の推進

スポーツによる心身の調和的発達、オリンピック・パラリンピックの役割の理解、障害者理解の促進、ボランティア活動や伝統・文化に関する教育、国際理解教育などを進め、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

【重点課題2】 学校の教育活動を支える条件整備の充実

- 学校現場の複雑化、多様化する諸課題への対応や、新しい時代に求められる児童・生徒の資質・能力を育成するため、新たな学びを展開できる実践的な指導力を発揮する教員が必要である。
- 共生社会の実現に向けて、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある学びを充実していくインクルーシブ教育システムの構築が求められている。
- 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの子どもたちが安全に学校(園)での生活を送れるよう、医療的ケアの実施体制の整備が必要である。
- 校種間の連携・交流をさらに強化するため、各中学校区の小・中連携教育や幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する幼・小連携を図ることが重要である。
- 地域人材や学校施設を活用し、放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所の確保について、関係所管と連携しながら充実を図る必要がある。
- 魅力と活力ある部活動の実現に向けて、教員の負担軽減を図りながら、生徒や保護者の希望にそった持続可能な運営体制を構築する必要がある。
- 教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を整備するため、学校・教職員が担う業務の役割分担・業務の適正化を進める必要がある。

1 教員の資質・能力の向上

日常的に学び合う校内研修や、自ら課題をもって自律的、主体的に行う研修を通じて、教員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、授業力や指導力、対応力などの資質・能力を高める。また、特別支援教育の視点をもった指導・支援ができる教員を育成する。

2 特別支援教育の推進

心のバリアフリーの推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実等、「特別支援教育推進計画(第四次)」に掲げる施策を総合的に推進し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

3 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化

子どもの学びの連続性を意識し、就学前施設と小学校が連携した活動を進めるなど校種間の円滑な接続を図るとともに、中1ギャップ等の課題解消や一人ひとりの能力を引き出し高めるため、一貫性のある指導方法や指導内容による義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動を推進する。

4 部活動の充実

部活動をさらに活力あるものにするため、部活動指導員・外部指導員の確保と活用を図る。また、「目黒区立学校に係る部活動の方針」に基づき、適切な活動時間や休養日を設定するとともに、生徒自らの適性や興味・関心をより深く追求する指導を充実する。

5 学校施設の活用による放課後事業の充実

児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校や地域と協力し、地域の人材や学校施設の活用による放課後事業の充実を図る。また、区長部局と連携・協力し、放課後子ども総合プランによるランドセルひろばの拡充等を順次進める。

6 学校における働き方改革の推進

教職員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、業務の適正化、副校長・教員の負担軽減を図るため、「目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム」の取組を総合的に推進していく。

【重点課題3】 子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備

- 児童・生徒が登下校中の事故や事件などに巻き込まれないよう、児童・生徒の安全確保のために、学校と家庭・地域がより一層、協力する必要がある。
- 台風やゲリラ豪雨、首都直下型地震などの自然災害に備え、子どもが自ら主体的に行動できるよう、防災教育の充実に取り組み必要がある。
- 児童数の増加に対応した普通教室の整備・確保や学校施設を活用した放課後の居場所づくり、学校施設の老朽化への対応など、将来需要を見据えた良好な教育環境を整備する必要がある。
- 児童・生徒の情報活用能力の育成、各教科等指導でのICT活用の促進、校務のICT化による教員の業務負担軽減と教育の質の向上を図るため、学校のICT環境を整備する必要がある。
- 区立中学校の適正規模・適正配置に向けて、南部・西部地区の第七・第八・第九・第十一中学校の統合に取り組む必要がある。

1 家庭・地域の協力による安全対策、生活安全教育の推進と安全体制の確保

保護者・地域の協力を得ながら、地域ぐるみの安全対策を推進する。また、NPO 法人と連携し、小学校新1年生を対象とした犯罪被害から自らの身を守るための安全教育に取り組む。東京都の補助事業を活用した防犯カメラ整備を進める。

2 防災教育の推進

児童・生徒の防災・減災への関心・意識を高め、自分で考え行動できる力を身に付け、災害時等の状況に応じた的確な判断や行動ができる能力・態度の育成に引き続き取り組む。

3 校舎の改築等の推進

学校施設の計画的な更新に向けた検討、学校施設を活用した放課後の居場所づくりを、区長部局と協力・連携して進める。

4 学習・生活環境の改善

児童・生徒の学習・生活環境の維持・向上のための改修を計画的に実施するとともに、猛暑対策として給食室の環境改善、運動会等屋外活動の熱中症対策にも取り組む。

5 学校の ICT 環境整備

小・中学校の教育用ICT機器の入れ替え、電子黒板機能プロジェクターの整備などハードウェアの充実を図る。さらに、本区の教育の情報化推進に向けた計画を策定する。

6 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進

南部・西部地区の区立中学校の統合に向けて、統合の対象となっている4校(第七・第八・第九・第十一中学校)を2校程度とするため、具体的な統合実施策をとりまとめ、統合方針を改定する。

【重点課題4】 生涯学習の推進

- 生涯学習への高度化・多様化する区民の意識や意欲に応えるために、生涯学習情報の発信の工夫、学習・交流機会の充実など、多角的な支援が必要である。また、地域コミュニティの活性化につながるよう、生涯学習活動で得た知識や経験を地域で生かせる場や機会を提供していくことが求められている。
- 少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展等に伴い、異年齢との交流や自然体験活動などの機会の減少のほか、情報通信機器の発達等に伴う生活環境への影響が懸念されている中で、学校・家庭・地域と行政がより一層連携・協力しながら青少年の健全育成を進めていく必要がある。
- 保護者が、安心して子育てや教育を行い、子どもに対しての「学びの基礎」を築くことができるよう、家庭教育の自主性を尊重しながら、子どもの生活習慣の習得や自立心をはぐくむ学習機会を提供することが必要である。
- 地域の人々に継承されてきた文化財の適切な保護・保存をする必要がある。また、それを活用し、区民に対し文化財への理解を深めていく事業に取り組む。
- 「目黒区立図書館基本方針」に基づき、地域の情報拠点として、また、人々の交流の場としての役割を一層発展させていく必要がある。

1 生き生きと学び合える生涯学習事業の推進

区内及び近隣地域の教育機関の専門性を生かした生涯学習講座の実施など、区民の関心や意欲に応える生涯学習事業に取り組むとともに、だれもが、いつでも、どこでも講座や団体等の情報を得られるように、様々な媒体を使った情報提供をさらに充実していく。

2 青少年健全育成事業の実施

青少年が地域社会を担う一員となるよう、自立性と社会性を身に付けるための体験機会や情報リテラシー教育等の学習機会の提供を進める。

また、青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら、場の提供や指導者の派遣等の支援を行う。

3 家庭教育の支援

子どもの生活習慣の習得や自立心の育成など、すべての教育の出発点である家庭教育が保護者の自覚と責任によって行われるよう、家庭教育講座などを引き続き行うとともに、さまざまな機会・資源を活用し、より幅広く積極的な支援を進める。

4 文化財を活用した啓発・普及事業の実施

区内の歴史的建築物や埋蔵文化財を調査・記録して、貴重な文化財を将来にわたって保存・継承していく。

また、文化財や歴史資料を活用して、文化財への理解を深め、保護への啓発を行う。

5 図書館サービスの充実

年度ごとに重点テーマを定め図書館資料を充実させるとともに、通常の方法では図書館利用に障害のある方々一人ひとりの状況に応じた障害者サービスを提供する。また、子どもたちを本の世界にいざなうための子ども読書活動をさらに進める。

第5 実施策の策定

重点課題に対応した事業を着実に推進するため、実施策を別紙のとおり策定し、「豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち」の実現を目指す。

令和2年度教育行政運営方針実施策

重点課題1 子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

番号	項目	所管課
1-1	資質・能力をはぐくむ指導の充実	
1-1-1 ①	区独自の学力調査の実施・活用 児童・生徒の学力向上のため、区独自の学力調査を実施し、学力の定着状況を把握・分析する。また、各学校では学力調査結果をもとに学習集団を意識した授業づくりに向け、区作成の授業改善の手引書を用いて「授業改善プラン」を作成し、指導方法の工夫・改善を図る。	教育指導課
1-1-2 ②	カリキュラム・マネジメントの推進 学校の教育目標の実現に向けて、教育課程(カリキュラム)の編成・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、計画的・組織的に推進する。小学校については、午前5時間制の実施校を段階的に拡大していくなど、学校における学びや生活の質を高めるためのカリキュラム・マネジメントの工夫・改善を図る。	教育指導課
1-1-3 ③	プログラミング教育の実施 プログラミング教育推進委員会で作成した指導資料の提供などを通して、各学校の円滑な授業実践を支援する。	教育指導課
1-1-4 ④	ゲストティーチャーの活用 各学校(園)で学習のねらいに応じて専門的な知識技能をもつ地域の方などの外部人材をゲストティーチャーとして活用し、魅力ある教育活動の推進を図る。	教育指導課
1-2	外国語活動・外国語教育の充実	
1-2-1 ⑤	英語によるコミュニケーション機会の拡充 英語によるコミュニケーション能力、英語・異文化理解に対する興味・関心の向上を図るよう、中学生を対象に実施している体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を活用した日帰り体験型英語学習事業を、小学校第6学年児童を対象に拡充する。 大鳥中学校は、イングリッシュキャンプを継続実施する。	教育指導課
1-2-2 ⑥	英語4技能検定の実施 英語教育の推進状況を把握し、指導内容の工夫や生徒の学習の振り返りに活用するため、中学校第2学年を対象にした英語4技能テスト(聞く・読む・話す・書く)を実施して、生徒の英語能力の伸長状況を検証する。	教育指導課
1-3	人権教育の充実	
1-3 ⑦	人権教育推進校事業の実施 学校(園)において、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに人権教育の質的向上を図るため、目黒区人権教育推進校による実践等を進める。	教育指導課

1-4	児童虐待の早期発見・早期対応の推進	
1-4 8	児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化 「児童虐待防止マニュアル」に基づく対応を全教職員に徹底するとともに、学校と子ども家庭支援センター等との情報連携の強化を図る。また、教職員の児童虐待防止への意識を高め、児童虐待防止に関する各学校の取組の徹底に向けた研修の充実を図る。	教育指導課
1-5	いじめの防止等の取組の推進	
1-5-1 9	学校・関係機関の連携による組織的な対応 「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき設置した組織を活用して関係機関と連携しながら、いじめの防止等の対策を効果的に推進する。 各学校では「学校いじめ防止基本方針」に沿って、計画的、組織的にいじめの状況把握を行い、保護者と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期解決に努めるとともに、関係機関の職員や専門家により組織する学校サポートチームを活用するなどして、いじめの防止等の取組体制の一層の強化を図る。	教育指導課
1-5-2 10	「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」の実施 いじめや不登校の未然防止、解消のため、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を全小・中学校に拡大して実施し、一人ひとりの様子や学級の状態を把握する。アンケート結果をもとに、各学校で指導方針を立て、豊かな人間関係のある学級づくりを進める。	教育指導課
1-6	不登校等への対応の取組の推進	
1-6-1 11	eラーニングによる学習支援事業 不登校等の児童・生徒へのeラーニングを活用した学習支援を引き続き実施するとともに、全中学校に導入したeラーニングによる学習支援事業の活用を促進し、学業の不振を要因とする不登校の未然防止を図る。	教育支援課
1-6-2 12	めぐろエミールの居場所機能の充実 学習支援教室「めぐろエミール」通級者の個室希望の増加に対応するとともに、卓球やソフトバレーなどを取り入れて運動の時間の活動を充実させて、不登校児童・生徒の通級意欲を高める。	教育支援課
1-6-3 13	教育相談体制の充実 不登校の未然防止、児童・生徒の健全育成推進のため、スクールカウンセラーを全校(園)へ派遣する。また、スクールソーシャルワーカーを1名増員して4名体制とし、関係機関との連携の一層の強化を図り、児童・生徒の不登校等の課題解決に向けて学校や保護者等への支援にあたる。	教育支援課

1-7	体験学習の実施	
1-7 14	自然宿泊体験教室事業の実施 自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心を育てるため、安全面を留意しつつ、自然や地域の特性を生かした活動内容の一層の充実を図り、子どもたちの自立性、社会性の向上に努める。	学校運営課
1-8	体力向上に向けた取組の推進、健康教育の推進	
1-8-1 15	めぐろ ここカラダ月間の実施 「めぐろ ここカラダ月間」を基盤とし、「めぐろ ここカラダシート」等の活用を通して、家庭と連携しながら幼稚園・こども園年長から中学校第3学年までの系統的な健康の保持増進及び体力向上に努める。	教育指導課
1-8-2 16	健康課題改善に向けた事業の実施 学校健康トレーナー(6人)を全小学校へ定期的に派遣するとともに、健康課題(肥満・体力不足等)をもつ児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。 また、学校健康トレーナーによる健康相談、食育推進指導員(管理栄養士)による栄養相談、小児生活習慣病専門医による講演・相談事業等を行う。	学校運営課
1-9	食育の推進	
1-9-1 17	食育の取組の充実 「学校(園)における食育指針」や新たに作成したマニュアルに基づき、学校、こども園、幼稚園での食育の推進を図るとともに、家庭や地域が食に関する認識を深め、学校と連携した食育の推進に資するよう努める。	学校運営課
1-9-2 18	特別給食の実施 オリンピック・パラリンピック教育の観点を踏まえ、世界の料理や日本の郷土料理など食文化の伝承を図るため、小・中学校で実施している特別給食に係る食材費の支給(公費負担)を年7回分から年8回分に拡充する。	学校運営課
1-9-3 19	食物アレルギー対策の徹底 食物アレルギーをもつ児童・生徒への安全な学校給食の提供に取り組むとともに、アレルギー症状を発症した場合には適切かつ迅速に対応できるように、対応マニュアルの周知徹底や緊急時に備えた訓練をはじめ実践的な研修の実施を徹底する。	学校運営課
1-10	オリンピック・パラリンピック教育の推進	
1-10 20	オリンピック・パラリンピック教育の推進 幼児・児童・生徒がスポーツにより心身の調和的発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善、障害者理解の促進、ボランティア活動など、その果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、間接的・直接的に交流することを通して国際理解を深めるよう、年間35時間程度を目安に全校(園)でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。 全年長児・児童・生徒が安心・安全にオリンピック・パラリンピック競技を観戦する。	教育指導課

重点課題2 学校の教育活動を支える条件整備の充実

番号	項目	所管課
2-1	教員の資質・能力の向上	
2-1-1 21	学校を拠点とした教員人材育成の実施 学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちにこれからの時代に必要となる資質・能力をはぐくむため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善や今日的な教育課題を取り入れた研修を実施する。教員の多忙化に配慮しながら研修の在り方の改善を通して、教員の資質・能力の向上を図る。	教育指導課
2-1-2 22	特別支援教育の視点をもつ教員の育成 全ての教員が特別支援教育の視点を持ち、児童・生徒一人ひとりの課題に応じた指導が行えるように、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用や、特別支援学級の担任や特別支援教室の巡回指導教員、通常の学級の教員を対象とする特別支援教育研修や講演を実施するとともに、教員向けの合理的配慮の提供事例集を更新する。	教育支援課
2-2	特別支援教育の推進	
2-2-1 23	心のバリアフリーの推進 教職員、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育に関する理解啓発を継続的に実施するとともに、交流及び共同学習の充実、特別支援学校在籍の児童・生徒の副籍交流の充実を図る。	教育支援課
2-2-2 24	自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の設置 令和3年4月の五本木小学校内への自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けて必要な準備を進める。	教育支援課
2-2-3 25	特別支援教育支援員の配置による支援の充実 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への生活面や学習面への支援を行うため、特別支援教育支援員の配置時間を拡充する。	教育支援課
2-2-4 26	医療的ケア指導医及び看護師の配置 小・中学校での医療的ケア実施についての助言等を得るため新たに医療的ケア指導医1名を配置して学校に派遣する。また、医療的ケアを安全かつ適切に実施するとともに、必要とする児童・生徒の増加に対応するため、学校への看護師配置を拡充する。	教育支援課
2-2-5 27	小学校就学前ガイダンスの実施 医療・教育・心理の専門家が幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、教職員や保護者からの相談を受け助言する小学校就学前ガイダンスを実施し、早期からの支援や円滑な就学先の選択に結びつける。	教育支援課
2-3	就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化	
2-3-1 28	小学校・中学校間の連携・交流の強化 児童・生徒の生きる力をはぐくむため、「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、小・中学校が連携した教育活動を進める。	教育指導課

2-3-2 29	<p>幼稚園、こども園、保育園等と小学校との円滑な接続</p> <p>5歳児が円滑に小学校生活や学習へ適応できるよう工夫された「アプローチカリキュラム」、新1年生が小学校生活に慣れることができるよう弾力的に編成された「スタートカリキュラム」を実施し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る。</p> <p>また、公私立の小学校就学前施設と小学校の合同研修会や幼児と児童の交流など連携した活動を進める。</p>	教育指導課
2-4	部活動の充実	
2-4 30	<p>部活動支援の充実</p> <p>活力ある部活動の実現に向け、校長による管理・監督の下で教育課程と関連させながら、生徒が自らの適性や興味・関心を伸ばすための指導を充実するため、部活動指導員・外部指導員等を確保するとともに、大学等教育関係機関の専門家等によるコーチングやスポーツメンタル等の研修等を年2回実施し、資質や指導技術の向上を図る。</p>	学校運営課
2-5	学校施設の活用による放課後事業の充実	
2-5 31	<p>放課後事業の充実</p> <p>放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所の確保のため、全小学校で実施している「ランドセルひろば」のより効果的、効率的な実施に努めるとともに、「子ども教室」の実施小学校区の拡大及び教室内容の充実を図る。また、放課後子ども総合プランによるランドセルひろばの拡充について、放課後子ども対策課と協力・連携していく。</p>	生涯学習課
2-6	学校における働き方改革の推進	
2-6-1 32	<p>教職員出退勤管理システムの導入</p> <p>使用者の責務として教職員の実働勤務時間を客観的に把握するとともに、教職員の勤怠管理業務を担っている副校長の負担軽減を図るため、東京都の補助金を活用して出退勤管理システムを導入する。</p>	教育指導課
2-6-2 33	<p>学校徴収金管理システムの導入</p> <p>学校徴収金業務の効率化と会計事故防止を図るため、学校徴収金に係る業務を一体的に管理できるシステムを導入する。</p>	教育政策課
2-6-3 34	<p>学校を支える人員体制の確保</p> <p>教員や副校長の業務負担軽減のため、実態に応じた専門スタッフの配置や国庫補助を活用したスクール・サポート・スタッフの全校配置に加え、東京都の補助事業を活用して副校長補佐の配置校を拡充する。</p>	教育指導課

重点課題3 子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備

番号	項目	所管課
3-1	家庭・地域の協力による安全対策、生活安全教育の推進と安全体制の確保	
3-1-1 35	地域の協力による安全ネットワークの充実 子どもたちが犯罪や事故などによる身の危険を感じたときに緊急避難できる場として推進している「こども110番の家」については、引き続き学校、PTA等との連携・協力を進めるとともに、協力家庭の増加を図る。	生涯学習課
3-1-2 36	めぐろ子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用 子どもの安全に関する緊急情報を送信する「めぐろ子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）」について、学校からの連絡などの利用も含め、保護者にとって有用な活用を図り、児童・生徒の安全・安心を確保する。	教育政策課
3-1-3 37	生活安全教育の推進 児童・生徒の安全への意識の向上に向け、保護者・地域の協力による地域安全マップの作成（小学校）を行うとともに、交通安全教室や教職員及び中学生を対象とした普通救命講習会を実施するほか、NPO法人と連携して小1防犯教育プログラムを実施し、生活安全対策の充実を図る。	教育政策課 教育指導課
3-1-4 38	登下校区域防犯カメラ整備 通学中の子どもの安全・安心対策強化のため、整備済みの通学路の防犯カメラに加え、新たな東京都の補助事業を活用して小学校の登下校区域に防犯カメラを設置する。	学校運営課
3-2	防災教育の推進	
3-2 39	防災教育の推進 自ら主体的に行動ができる能力をはぐくむため、学校防災マニュアルに基づく実践的な避難訓練を実施する。また、「防災ノート」を活用したり、地域の防災訓練と連携したりするなど防災教育を引き続き実施する。	教育指導課
3-3	校舎の改築等の推進	
3-3 40	学校施設の更新計画の策定 平成30・31年度実施した小・中学校の構造体耐久性調査結果を踏まえ、区有施設見直し計画との整合を図りながら学校施設の更新計画を策定する。	学校施設計画課
3-4	学習・生活環境の改善	
3-4-1 41	学校校舎等整備 安全で快適な施設の中で、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、トイレの環境改善（小学校7校・中学校1校）や校庭の整備（小学校2校、中学校1校）等の施設整備を行う。	学校施設計画課
3-4-2 42	熱中症の予防対策 学校施設内での熱中症予防のため、運動会等の屋外活動時の児童・生徒用テントを整備して必要な学校に貸し出しを行う。また、調理中に高温となる給食室に簡易エアコンを設置する。	学校運営課 学校施設計画課

3-5	学校のICT環境整備	
3-5-1 43	学校のICT環境整備 教育用ICT機器の更新時に、小・中学校の全普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを設置(中学校1校)する。	学校ICT課
3-5-2 44	教育の情報化推進計画(仮称)の策定等 今後のICT活用・整備方針である教育の情報化の推進にかかる計画を策定する。 また、令和元年度に策定した教育情報セキュリティポリシーに基づく取組を実践し、情報セキュリティの向上を図る。	学校ICT課
3-6	区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進	
3-6 45	南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組 南部・西部地区の中学校の適正規模・適正配置を実現するため、統合新校開校までの具体的な進め方をとりまとめ、4校(第七・第八・第九・第十一中)を2校程度とするとしている現行の統合方針を改定する。	学校統合推進課

重点課題4 生涯学習の推進

番号	項目	所管課
4-1	生き生きと学び合える生涯学習事業の推進	
4-1 46	大学等教育機関の専門性を生かした事業の実施 現在実施している区内及び近隣教育機関との連携・協力を進め、ニーズに沿った企画を実施するとともに、新たな教育機関との連携を検討し、区民の生涯学習の機会拡大を図る。	生涯学習課
4-2	青少年健全育成事業の実施	
4-2 47	青少年の健全育成を支援する事業の実施 青少年を対象として、自然体験や生活・文化体験の機会を提供する。また、少年団体の育成と地域の青少年リーダーの育成を図るための支援事業を実施する。	生涯学習課
4-3	家庭教育の支援	
4-3 48	家庭教育の教育力向上に向けた学習機会等の提供 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育学級や家庭教育講座などによる学習機会の提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援に向けた検討を進める。	生涯学習課
4-4	文化財を活用した啓発・普及事業の実施	
4-4-1 49	歴史的建造物、遺跡調査の実施 文化財として価値のある歴史的建築物の調査、埋蔵文化財保護のための試掘調査を実施し、めぐろの歴史と文化を記録保存する。	生涯学習課
4-4-2 50	めぐろ歴史資料館企画展等の実施 歴史資料館で収集した目黒区関連の資料を展示公開するとともに、ワークショップ等を実施し目黒の歴史の理解を促す。	生涯学習課

4-5	図書館サービスの充実	
4-5-1 51	<p>図書館資料の充実</p> <p>知・文化の拠点として、資料収集の重点テーマを定め、ふるさと納税指定寄付金も活用しながら図書館資料の充実を図る。</p>	八雲中央図書館
4-5-2 52	<p>障害者サービスの充実</p> <p>障害などにより図書館利用に支障のある方向けの資料(録音・点字図書、マルチメディア資料など)の提供、対面朗読、来館困難者に対する資料配送などのサービスを行う。また、録音図書作成などのボランティアである障害者サービス協力員の育成などによりサービスの充実を図る。</p>	八雲中央図書館
4-5-3 53	<p>子ども読書活動の充実</p> <p>読書を通じて子どもが豊かな感性を身につけるよう、おはなし会の実施、保護者向けの絵本の読み聞かせアドバイス、学校の読書活動の支援などを引き続き行うとともに、ワークショップやフォローアップ研修による読み聞かせボランティアの育成等を行い、子どもの読書活動の充実を図る。</p> <p>また、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や東京都の動向を踏まえて、「目黒区子ども読書活動推進のための方針」の改定の準備を行う。</p>	八雲中央図書館

このページは、空白です。

令和3年度目黒区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和2年度分）報告書

令和3年8月 目黒区教育委員会